

戦時下部落会の設立過程（下） — 主体形成、村落形成の視点から —

庄 司 俊 作

本誌第79号（2007年10月）掲載の部落会研究の続編である。前編では村落との関連で部落会の政策や活動、組織の仕組みを解明した。本稿では部落会を支える人と部落会の地域基盤である村落に焦点を当てた。人の問題でキーワードとなっているのは「役員が多忙さ」である。その実態を具体的に明らかにするとともに、国による銃後農村の支配がいかに村落のあり方、村落と人との関係、人と人の社会関係、村落の代表である部落会長の役割と性格を変えたかを検証した。村落の内部に光を当て、役員をめぐる人びとの動きと組織の対応を個人の日記等を資料として社会史的に解明した。この点では銃後農村の矛盾の示唆が問題意識としてある。村落の問題では農村諸組織の地域基盤の分析を通して「大字から農業集落へ」の歴史的变化を析出し、部落会の歴史的前提を明らかにしている。近現代のむら共同体の固定的把握を排し、現在統計的に「農業集落」と捉えられるむら共同体の歴史性を人と村落両面から浮き彫りにした。戦時下部落会の設立について、現在の農業集落の区域がいっせいにその単位になったことを解明し、この面から現在との連続性ととも歴史的要義を主張する。

4. 人びとの行動と村落の変化

4.1 役職をめぐる人びとの対応

4.1.1 役職の忌避

部落会長がかなり多忙であることは上にみた。町村長ぐらいの地位ならまだしも、雑用的性格の強い部落会長に名誉職として荷の重い負担をかけることは、上意下達の部落会の根本的矛盾を意味するものであり、現場ではさまざまな波紋が生じ、大きくは銃後農村のほころびがこのへんからも現出してくるのではないかと推論される。以下、「役員が多忙さ」問題が生みだした事態を多角的に検証する。村落の呼称は、単に地名だけであったり、集落や部落を付けるが、資料のままであることを最初に断っておく。

滋賀県旧百瀬村知内（現高島市）は近畿の普通のむらであり、琵琶湖の西北部の湖岸に位置している。むらとは、繰り返して述べているように農林業センサス集落調査でいう

「農村の基礎的な単位地域」としてのむら共同体、あるいは村落共同体の意味である。知内は近畿のむらに一般的な、藩制村＝大字でもあった村落である。戸数は1940年現在125戸で、戸数も人口も近世以来ほとんど変化がなかった。知内には江戸時代以来現在まで約260年のむらの日記が残されており、むらの運営から日常の出来事まで歴史的に記録されている⁴²⁾。

知内では1938年3月に総代が改選されるが、この選挙からある異変が起こったことが知られる。知内では総代と副総代たる総代代理者（総代と同時に選出、以下代理者と略記）がむらの正副の長であり、むら仕事の執行に当たったが、この選挙から選出された総代等がこぞって次々に就任を辞退したり、途中で辞任するなど役職を忌避するようになったのである。その過程をむらの対応を絡ませながら明らかにする。なお本稿では、分かりやすさを考慮し、個々の人名を記し叙述する。

38年の総代選挙で代理者に選出された鳥居茂一が2カ月後家事の都合を理由に辞任を申し出た⁴³⁾。辞任理由が正当かどうか、知内では規則でむらの総会で審理し諾否を決めることになっていた。鳥居の辞任については承認、すぐに代理者補欠選挙が行われ中川太重⁴⁴⁾が代わって代理者に選ばれた。ところが、後任の中川も9月末家事の都合を理由に辞任を申し出たのである。このように代理者がふたり続けて就任後半年も経たないうちに辞任を申し出たのには、実は伏線があった。34年3月の総代改選で代理者に選ばれた鳥居七三郎が就任を固辞し、この時は正当な理由がないとして規約にもとづき鳥居に公会席上への出席3カ年停止の処分が下される事件があった。日記をみる限り、これ以前にはこのような出来事は見当たらない。今回はそれに続く代理者辞任劇だった。規約では25歳以上の戸主たる男子は大字の役員（総代等）協議員に選ばれる権利をもつとともに、「担任スルノ義務ヲ有する」として、正当な理由なく当選を辞退したり役職を辞職する者は「1年以上5年以内大字公会席上ニ出席ス其期間ヲ定ムルハ総会ノ議決ニヨル」と特に定められており（第7条）、むらの運営上あってはならないことが続発したといえる。

当然のことながら中川太重の辞任申出は、波紋をひろげた。総会ではそれを受け、中川にはともかく12月末まで代理者を務めてもらうことにして、規約改正を行うことにした。ところが、規約改正について成案がえられない中、12月8日、総代の中川梅次郎も辞職を申し出る事態となった。そこで、協議員会では①代理者が多忙なときは雇入れを認める、②俸給を考慮する、③中川太重に3月末まで代理者を務めさせる、の3点を条件に梅次郎に総代辞任の申出を撤回させた。梅次郎としては3月末までに後任の代

理者が決まるかどうか気がかかったが、この点に関しては総会で万全の策を講じる、そして規約改正の件は総代一任、という2点を協議員会から言質を取った上での翻意だった。しかし結局、3月に梅次郎は総代を辞職してしまう。規約改正が思うようにできなかったからである。梅次郎は規約改正について協議員会の賛成がえられなかったとして総会席上で辞任を願い出、すったもんだの挙句、総会で理由「不相当」と票決され、規約第7条処分を受けての辞職であった。

この梅次郎辞任劇に関連して注視すべきことは、彼が当時知内から4名出ている村議のひとりであったことだ。人望があり、それなりの判断力をもつ人物が起したことであり、その点でけっして特異な事件ではなかったといえる。

総代や総代理者に選ばれると就任を辞退する、また周囲に説得されていったん就任しても短期間の間に辞任するという事態続出の、これが始まりであった。その第1の理由は、39年の総代等辞任劇に端的に現われているように総代等の負担がきわめて重かったことにある。規約に明記された職務をみる限り、総代等は広範多岐にわたるむら仕事を処理するとともに、氏子総代や衛生組合長、百瀬村農会や産業組合の理事、農事奨励会長、小作奨励会長など村と大字の諸団体の役職を兼務しなければならなかった。しかも、戦時統制が進む中、役員への負担は重くなる一方。役職を忌避する意識が強まるのは自然のなりゆきといえる。そして、選ばれた限りはむらのために尽くすという公的な奉仕的精神がむらの秩序として住民の間に強く生きていけば、知内のように役職のなり手に窮することもなかつただろう。39年の事件はそのタガも外れてしまったということではないだろうか。39年の事件とそれ以降の知内における役職をめぐる問題の背景はこのように捉えられる。

39年以降、むらの中で総代等の確保のためいかなる手立てが講じられたかという視点から、むら運営の展開をあとづけてみる。中川梅次郎と中川太重の後任が決まるのとちょうど前後して、39年3月末、総代理者に関して①就任後1カ年を経過すれば、辞職の申出は認める、②代理者多忙の時は雇入れを認める、の2点が内規で定められた。その後任が2年間の任期を務めた後の40年3月総代選挙では、選出された総代と代理者双方が就任辞退を申し出たのに対し、①「暫時就職」と②任期中でも辞職申し出れば認めることを2条件に、つまり任期途中の辞職を前提に短期間役職に就いてもらう措置がとられた。この2人はこの措置に則って5月まで務め辞職。その後任の総代はいったん辞退を申し出るが親族を通しての説得などが行われ「当分の間」ということで引き受けた。代理者の方は再々選挙で選ばれた者もいったん辞退を申し出、やはり説得され

「農繁期中は休みがちになること」を含みに「暫時」引き受けることになった。この2人はまたしても7月には辞職を申し出、就任時の約束通り承認されて後任に代わる。このときの後任は上の①②の条件に加え、総代と代理者が農事実行組合の組合長、副組合長にならないことを就任に当たっての希望条件にしていたことが注目される。知内では39年11月に農事実行組合が設立され、正副組合長は総代と代理者が務めることになっていた。41年1月、総代、代理者の選出された2人が「心身疲れ、重圧に堪えず」を理由に就任辞退したことを機に、総代等選出方法の審議委員会が設けられ、臨時手当として従来の賄額各70円に加え、総代180円、代理者130円の手当が新たに支給されることになった。従来の額からするとかなりの増額になるが、手当変更によって総代等を確保する作戦である。

次に、新たに部落会の制度が導入されてからの時期。「村の日記」をみる限り、それによる目立つ直接的变化は認められず総代等の呼称も使い続けている（以下も日記のまま）。42年4月、総代、代理者の辞職と選出された後任も就任辞退という事態を受けて、協議員が総代等の事務を分担して運営に当たる体制がとられた。つまり、総代等不在の事態となった。43年1月、総常会で協議員と隣組長の兼任問題が協議されたが、時期尚早として見送られた。43年8月、35年以降村長を務め退任したばかりの人物に白羽の矢が当たった。よほど困り果てたとみえる。だが、高齢と暫時休養必要を理由に辞退される。その後、推薦方式で総代等が選出されることになる。その最初にとられたのが、協議員と隣組長が合同の協議を行い候補者を推薦する方法である。44年2月には、協議員を隣組より1名選出し隣組長と兼務させることにした。43年に時期尚早と見送られた方策が実現したことになる。その上で、同年4月、推薦候補者を選定し本人の内諾を得た上で、隣組ごとに選挙を行い総代等を選出する方式になった。隣組を基盤にした選出方法に変えて、辞退等を防止しようとしたのである。これが、苦勞の末にたどり着いた、戦前期の最終的な総代選出方法であった。

むろん、以上の、知内の例は一般化できるとは考えられない。それにしても、総代等のなり手の枯渇で部落会の運営が破綻しかけていることは注目に値する。これでは国が重視した部落会長と農事実行組合長の兼任などはとうてい受け入れられるものではなかっただろう。その背景として、近畿のむらには珍しい120戸を超える村落規模の大きさ、そしてなり手が特定の階層に固定していたように見受けられることが大きいといえる。後者の問題は西日本の村落に特徴的な年齢階梯制とそれが反映して一部の有力者の排他性を残す宮座の存在に関わると考えられる。知内のような極端な状況にならなくても、

負担の重さを理由に部落会長を敬遠するような状況は一般に生まれていたのでないだろうか。知内の例はその一端を極端な形でのぞかせていると思う。知内の総代等忌避問題は部落会移行直前に起こっていた。戦時統制による負担強化が原因であるから、部落会に移行した後は、総代転じて部落会長の多忙さはさらに拍車がかかったに違いない。

4.1.2 小作農民の目線を通した村落の変化

新潟県旧坂井輪村（現新潟市）は農家の耕作面積が周辺の村に比べ大きく、また割地軒前制の伝統により、小作人の耕作権が強く、村並（定）小作料協定制を固守し小作料も安かった。その結果、小作農民も自小作層が多く、純小作層がきわめて少ない村だった。つまり、地主に対する小作人の立場が相対的に強かった。本村の小新集落は町村制施行当時戸数160戸の大きな集落であり、近世の村＝大字で、現在農業集落と捉えられる村落である。その内部は上組と中組、下組の3組に分かれる。この小新下組に西山光一（1908年生まれ、以下光一）という小作農家があり、大正末から地域や家の歴史をずっと日記に綴った。この日記を利用し、小作農民の視点で部落会との関係および部落会の姿を浮き彫りにする⁴⁵⁾。

その前提として、簡単に農民西山光一のメンタリティを意識・行動両面からさぐっておこう。光一は戦後も長く日記を書き続けたが、1977年に自分の歩みを「小作農民の人生航路」として1つの図にまとめている（一部を図1に示す）。それは光一がいかなる思い、価値観をもって生活し働いてきたかが分かるような図になっており、日記解読に参考になる。

まず注視されるべきは、戦後30年以上も経っているにもかかわらず、「人生経路」は、「小作農民の」であり、「農民の」とはしていないことである。光一の家は耕作規模は2町1反歩（1941年）、所有規模6畝歩（31年）であり、耕作規模は小新集落で1軒前で並みといえるが純小作であった。また家は分家筋だった。「人生経路」の記述には光一の思いをひと言記した箇所がある。1925年10月から日記をつけ始めた光一は、26年のその箇所に「小作農民の惨さをしみじみ感ずる年頃」と記している。この時、18歳。土地を所有しない農民の貧しさや惨めさから抜け出すこと、そのために必死に働き働いた小作農民としての戦前期前半生の人生が晩年の光一にとって光芒であり、とりわけ印象深い時代だったということを、この点は示すものではないだろうか。

「人生経路」の記述によると、「小作農一本では生きられない勘定」を悟り、「百姓の余暇を如何に収入を上るべきかを常に考」えていた光一は、仲買商の鑑札を取り金物商

図1 西山光一の回顧した自分史(抄録)

小作農民の人生航路

昭和五十三年二月
西山光七十一才

(a) 1926~31年

新学卒長九代中村叔人丈正十四年八月集

年代重要記事	上 年 号	下 米 石 値	年 号
3月 小作旧役場川青年運動場(グラウンド)設置	大正十五年	米石 34圓93銭	昭和二十一年
6月 茨城前所陽山稲荷神社拝殿完成	昭和元年	米石 34圓93銭	昭和二十二年
3月 大河津分水完成した倉庫建設所廃止	昭和二年	米石 33圓88銭	昭和二十三年
春一田普通送米行の破綻、改定6、革新の北東	" 3年	米石 27圓00銭	昭和二十四年
8月 春分始末で農用ロータリーの新8件群	" 4年	米石 25圓00銭	昭和二十五年
小作、小作同業自衛隊最後の小作調停主任	" 5年	米石 20圓00銭	昭和二十六年
8月/10月 下組若尾連中石籠神社奉納	" 6年	米石 18圓50銭	
10月8日 小針枝調停影拳賽開催式(本日行)			
2月14日 小針調停成立(調停前)の申立書			
3月7日 小針調停成立(調停後)の申立書			
8月23日 年代協成成り(本日)演初物			
2月7日 小針調停成立(調停後)の申立書			
1月23日 小針調停成立(調停後)の申立書			
10月8日 小針調停成立(調停後)の申立書			
3月7日 下組若尾連中肥料倉全壊(石籠神社)			
春の使に吹雪石籠神社、白根町大野解火火初			
小新本年初村政会親睦会(小針)初政教敷			

(b) 1946~52年

2/27 新刊切符同紙紙紙(町)の切符同紙は十四以上停止	" 21年	米石 36.42圓也	昭和二十七年
3/3 坂南輪村奉子拉葉(町)の切符同紙は十四以上停止	" 22年	米石 36.42圓也	昭和二十八年
4/1 全国初め農和事連等本界同回近平返(町)の切符同紙は十四以上停止	" 23年	米石 42.50圓	昭和二十九年
5/1 坂南輪村奉子拉葉(町)の切符同紙は十四以上停止	" 24年	米石 54.20圓	昭和三十年
6/1 坂南輪村奉子拉葉(町)の切符同紙は十四以上停止	" 25年	米石 39.5圓	昭和三十一年
7/1 坂南輪村奉子拉葉(町)の切符同紙は十四以上停止	" 26年	米石 70.30圓	昭和三十二年
8/1 坂南輪村奉子拉葉(町)の切符同紙は十四以上停止	" 27年	米石 75.00圓	昭和三十三年

出典：西田美昭・久保安夫編著『西山光一日記』東京大学出版会、1991年。
 注：日記の「目次」としての意味をもつとの編者の判断から、日記の前に付されたもの。ただし、転載にあたっては年次および記帳事項の一部にとどめた。

を始め（30年）、石鹼製造や金物・農機具の販売修理等に従事した。農業でも小新集落で最初に、短冊苗代を始めたり（33年）、定規の止め型付田植を行い「大いに驚かれた」という（35年）。光一の耕作地は58筆に及び各所に分散していたので、生産性を上げるため40年以降積極的に耕作地の交換を行う。光一は農業に熱心であり、高い技術も持っていたのである。また44年以降は自作農創設の取り組みを集落で主導した。小作問題との関わりも深く、父駒吉は小新農民組合に参加し小作委員として集落での小作料の決定等に加わって活動したりした。光一も農民組合との関係は強く、講演会に積極的に参加したり、36年、小新下組に皇国農民連盟の組織ができたときは書記長になっている。小新集落では31年から政友会を支持する小作農民を主体とした村政派と集落の重立を中心とする親睦会の政争が激化するが、光一は父とともに前者に属し活躍した。

「人生航路」の記述の中で、次の点が部落会との関わりで注目される。1つは、光一が小新集落や下組の公的役職に強いこだわりを示していることである。図1に太字で大きく父と本人のこの面での経歴が書き込まれている。戦前・戦時期には父の後を継ぎ自作農委員（39年以降。同年、小作委員が自作農委員になるのを機に就任）や農事係（42年以降）のほか、44年から横江普通水利組合議員を務めた。戦後の昭和20年代には代替わりの上、年齢も38歳から47歳と地域での責任が重くなる時期に当たる。そのため活躍の場所はさらに増えた。坂井輪村農地委員（のち農業委員）、同農協幹事のほか、小新第4班長（後述）になった。昭和30年代には小新第4区長を連続10年務めた後、小新自治会長を1年務める。小新潟干拓組合の委員やその後できた同開発組合の副委員長にもなっている。このように、政治には直接関係しなかったものの⁴⁶⁾、小新集落や下組での農業生産・生活に関わる世話役を積極的に務めているのである。そして光一の場合、長い期間務める役職が多い印象を受ける。光一の世話役活動は地域での社会責任を果たす自覚にもとづいた多分に自発的なものであり、その背景には長年丹念に日記を書き続けたことからもうかがわれる光一の実務能力の高さに対する地域住民の信頼があったことが理解される。

もう1つは、「人生航路」に記された「年代重要記事」に関わる。その事項は各年5前後であるが、戦時期になると、ガソリン切符制（38年5月）、肥料割当制（同年11月）、農機具統制規則交付（40年10月）、米穀国家管理法実施（同）、飯米通帳制（41年3月）、食肉配給制（同年9月）、食塩配給制（42年1月）、衣料配給切符制（同年2月）、味噌醤油配給（同）など、刻々と進む配給統制に関する事項で埋められ、この問題に対する光一の関心の強さをうかがわせる。

さてそこで、以上を踏まえて、光一と戦時期の小新集落の運営との関わりをみる。「人生航路」の記述によると、小新集落では39年10月頃より毎月開催の常会が始まった。それ以前も3つの組は独立性の強さを反映して、組寄合を持っており、各組には組を代表する「区長」がいた。そして、この3人の区長のひとり、大沢太郎一が小新集落全体の区長に選ばれた⁴⁷⁾。常会はこの形を踏襲し、「部落常会」つまり小新集落全体の大寄合とその下部組織としての上、中、下の3つの組ごとに開く組常会があった⁴⁸⁾。その後、41年7月末に小新集落では農事実行組合の設立が部落常会で決定され、10月設立の運びとなった。戦時下の配給や供出等にかかる現場での作業増大が契機となったことはみやすい。この農事実行組合の設立をめぐる対立が起きたが、3組の区長が理事になり、小新集落の区長大沢を組合長に選ぶとともに、各部長等を選任してともかくスタートした。小新では区長（部落常会長）が農事実行組合長を兼任しており、この点では国の方針に沿う体制が作られたといえる。

しかし、内実をみると単純ではなかった。上述の組合設立をめぐる対立というのは、小新集落全体でひとつの組合を作るという村当局や小新集落の方針に対し、下組から異なる方針が出されたことを指す。下組の方針は、下組だけで独自に農事実行組合をつくるというものであり、したがって小新集落には2つの農事実行組合ができることになる。小新農事実行組合設立後は、光一が日記で「常会二分説」とか「実行組合二分問題」、「実行組合二分説運動」と呼ぶ、要するに小新農事実行組合を2分割する主張と運動となった⁴⁹⁾。

光一は運動の中心人物のひとりであった。「人生航路」において、光一は「小新実行組合二分案出し常会大問題となる」として「配給問題より」と記している。小新集落の戸数は1970年頃169戸であるが、上組34戸、中組39戸に対し、下組は90戸を超え、戸数が非常に多いことが特徴である。そして、下組の内部は、「下組」とされる地域と「鮫面」とされる地域等に分かれており、同じデータでは前者が57戸、鮫面が35戸であった⁵⁰⁾。また下組は、光一の家のような、上組や中組の農家の分家筋の純小作や自作地の少ない小作農家が多かったことも注目される。したがって上組や中組は集落の上層が多く、それと対照的に下組は中以下の層が多かった。なかでも下組鮫面は成り立ちを反映して非農家の雑業層などが多かった。そのため、鮫面を含む下組は「大区域で世話役の負担の大きいことと、小作農多く軽く扱われ、非農家も含む重視されないことへの不満」が強かった。農事実行組合が配給など行政の下請けをさせられる中、「農家少く雑業衆の鮫面にも、組合の手数は多く要した。また配給物も戸数が多いため、反別割のみの配

分は不当であるとした主張もあった」とされる⁵¹⁾。これが下組が独自に農事実行組合をつくろうとした理由である⁵²⁾。

いったん下組農事実行組合の創立総会を持つまでいったものの、最終的には「むらを割る」との村役場や大沢小新農事実行組合長らの反対のため、組合を2つにすることはできなかった。①組合は1つのまま、②下組を2班（区）にし（小新全体で4班）、③下組の高田義夫を新たに組合の理事および区長にする⁵³⁾、④区長・小走手当の増額等の条件で一応収まった。

配給等に絡む負担強化が生んだ波紋はそれだけにとどまらず、尾を引いた。光一は43年2月9日の日記に「午後は組常会出席なし、18年度の部落政の簡易化を決議なして。中、上と折渉議項を決定なし、夕方解散なす」と記している。そして、2月16日には「夕食後大沢宅に重用協議^{ママ}なして、18年度部落行政改革案練り、1時まで。勘五郎、四郎米、伊左エ門、由蔵、六太郎、万六、善之十、高田、惣七、9名であった」。部落政の簡易化とは、「特に配給品では戸別、人数で手数がかった」ので、「単に農家割、反別割よりも頭割、全戸数割による行政末端の取扱いをせよとする主旨の改革案で、区長報酬や諸掛の取扱い分配や、配給品分けの基準等の改正を要求したもの」とされる⁵⁴⁾。この改革案は後日開催の2月の部落常会で発表され実行決議がなされた。

光一は実行組合二分説運動の実行委員11人（光一を含む）を日記の中で挙げている（41年11月25日）。11人について、『西山光一日記』巻末人名解説の表88等によって特徴を調べると、①下組主体（下組10人、同じ下組でも鮫面はわずか1人）、②小新集落では平均か平均以下の農家が主体、つまり純小作層および自作地が耕作地の半分以下の小自作層主体で、耕作面積をみても集落内で上層といえる3町歩程度というのは1人のみ、③年齢では40歳前後の壮年主体、つまり明治40年代生まれ4人を含む7人が明治30年代以降の生まれ、の3点が指摘できる。

これに対し、3つの組の区長をはじめ小新集落の重立とされる者は階層が異なる⁵⁵⁾。それは地主とはいかなくても、3町歩前後所有し、2町歩以上を耕作する自作地主層や自作層または最低小作上層が多かった。主導層に着目すると、実行組合二分説運動は地域的には小新集落の上組と中組対下組の対抗という側面と、階層的には集落内の上層農家と、一握りの上層農家と下層農家を含む集落内の並みの農家の対抗という両側面があった。その点で、上述の、部落政の簡易化について持たれた2月16日の大沢小新部落常会長宅での会合の顔ぶれが興味深い。9人に光一を加えた10人のうち、万六と高田、惣七そして光一の4人は実行組合二分説運動の実行委員であり、その他六太郎はずっ

と下組区長を務めていた山崎六次郎、善之十は下組の有力な3町歩耕作の自自作農家。あとの4人は、大沢をはじめ上組と中組の重立とされる者だったのである。部落政の簡易化も実行組合二分説運動の実行委員が推進力になったとみてよく、そして16日の会合はこの問題についての両勢力の合意がなつたことを意味するものと理解される。

実行組合二分説運動などの帰結は重立層が中心となって集落を運営する旧来の体制が崩れたことを意味するものではない。この点で注目されるべきは、この運動によって下組が2班になり追加的に区長になったのが、高田義夫だったことである。高田は運動の実行委員の中では異色であり、旧庄屋で「親様」と呼ばれる一軒前の自作農だった。光一と同年の親友でもあった。3つの組の区長と階層的には何ら遜色がなかった。4番目の区長がこのような属性をもつ高田だったことに村の旧来の秩序、すなわち家格が優れ土地も多く所有する集落内の上層農家でなければ周囲の信頼を十分に得られないという村のかたちの残存が見られる。これが事態の半面である。

他の半面は、戦時統制が進み農事実行組合がつくられる中、背負うべき負担をめぐって、それまで集落の運営から基本的に疎外されていた集落内の平均的な農家および一部下層農家が自己利害にもとづき発言し行動するようになり、集落の地域的構成や運営そのものを変えてしまったということである。この歴史的意味は大きいと言え、光一に即していても、以上述べてきた戦時期の活動がなければ、前述の戦後の公的活動はもっと違ったものになったのではなからうか。ここに、光一が中心人物のひとりとして関わった実行組合二分説運動（必然的に部落常会の二分説にもある）、そしてその帰結としての、小新集落の4班制への編成替えの歴史的意義があるといえる。

4.2 部落会長の性格

4.2.1 役割と活動

鹿児島県旧谷山町木之下部落（現鹿児島市）の部落会長を務めた鳥越嘉次は、珍しい「部落会日記」を残した。鳥越は銃後の国民生活が極度に困難になった時期、「部落の指導者として中心人物となり部落民を指導督励し、空襲下の避難訓練、退避壕の掘作、徴募兵の送り出しや戦勝祈願祭の執行、配給物資の割当、味噌醤油の確保など戦時態勢下万端の処理を町当局に協力しつつ立派に切りまわした⁵⁶⁾」。それらの詳細を書きとめたのがこの日記である。部落会長の役割と活動が具体的に知られる貴重な資料である。

鳥越は1907年生まれ普通の農民である。17年入隊し模範兵として表彰されている。その折、「1918年 軍隊日記」1冊を書き残した。筆まめな人物だったのであろう、部落

会日記の解説によると「その性格極めてまじめ、特に正義と責任観念の強い人で奉仕的精神にもとんでいた」とされるが、確かにそのことは日記を通して読みとれる。日記は1943年4月から翌年4月までの約1年間の分を読むことができる。日記には部落会の用事、会長としての活動しか書かれていないが、これは刊行するとき編者が他の記事を削除したとかということではなく、実際この通りであったと思われる。また、「実行組合長ト明日ノ麦ノ供出ノ件ヲ話シ合フ」（6月14日）とあるので、鳥越は部落会長だけで農事実行組合長は兼任していなかった。肥料等の配給や供出に関わっていないのはそのためである。木之下部落は藩制村和田塩屋村の中の現在農業集落とされる村落で、戸数は1963年現在68戸である⁵⁷⁾。

どの月でもよいのだが表1と表2に43年9月と44年1月の日記をそのまま書き出した。日記に記帳された日数は9月は20日、1月は23日に及ぶ。代金の受取りしか書いてない日がある一方、まる一日部落会の用事に忙殺されている日があって、単純な合計はあまり意味がないが、計算をすると月の3分の2前後を部落会の用事にとられている。ということは、用事の量としてはどう考えても個人の生活を犠牲にしなればこなせないといわざるをえない。月の一部が欠けているので43年の4月と翌年の4月を除く11カ月間のうち、何らかの部落会の用事が記されている日数は197日である。330日余りのうち3分の2に少し足りない日数を部落会のために働いていたことになる。しかも、記述からみて半日あるいは1日部落会のために働いていると分かるのは、9月では12日、1月では12日に及ぶ。よほどの奉仕的精神がなければ、このようなことは務まらなかったのではないだろうか。

最も時間をとられたのは、やはり食料・衣料・日用品等の配給の用事である。配給所や商業組合、商店などに配給物を取りに行くのは部落会長である鳥越の主な仕事であったとみられる。切符の受取や配布、伝票書きもこなさなければならなかった。個別の家へは班ごとに班長を通して渡されたとみられる。1月21日の午前中から22、23日にかけて「衣料品ノ割当」をずっとやっているが、これはどういうことだろうか。仕分けをやっていたのだろうか。衣料品の配給に関してはかなり面倒だったようで、2、3日仕事になった。例えば20年4月には、衣料切符の「点数ヲ取ツテ歩ク」用事にまる2日をかけている（17～18日）。配給には集金とともに次に述べる書類の記帳の仕事も伴うが、これも部落会長の仕事であった。このように、うっかりすると読み過ぎしてしまう日記の一字一句の裏に、鳥越の地をほうような奉仕活動の蓄積があったことが想起されなければならない。

表1 部落会長の活動(1944年9月)

月 日	事 項
9. 2	午前九時宮原菓子店ニ子供用ノ菓子ヲ取りニ行ク。午後十二時過ギカラマツチ菓子ノ配給ヲスル
9. 4	国債貯金トサイパン貯金ノ残りノ分ヲ貯金シニ行ク。午前又祈願祭ノコトモニ三人ニテ協議ヲスル。部落会現況報告書ヲ出ス
9. 5	来ル九月六日部落青年団ヨリ入隊スベキ壮丁ヲ祈願スベク烏帽子神社ニ参拜ニ行ク
9. 6	午前八時ヨリ祈願祭ヲ行フベク青年舎ニ集合スル。九時ノ出発デ烏帽子神社ニ参リ午後二時ノ汽車ニテ帰ツテ来テ一道路ガ祝ニ移ル。午後五時半ニ散会。当日ノ経費正中二升(拾円)使箋(貳円)計拾貳円。正中ハ自分ノ家ノ分ヲ使ウ。後四合ノ残りデアル。夜ハ溝下早志君ノ入隊祝アリシモ自分ハ行カズ。
9. 7	午後八国民貯金、国債貯金通帳ヲ調べテ台帳ニ書き込ミ整理ヲスル。夕方実行組合ニ正中ヲ二合ヤリ安楽様ガ取りニ来ル。川畑忠之君ヨリ代金壹円ヲ取ル。
9. 8	午前中ニ国民国債貯金帖ヲ班長ニ渡シテ置ク。夕方溝下早志君ノ出発ノ回覧板ヲ書き又学校ノ寄付金満州農業青年ノ寄付等ノ集金ノ回覧板ヲ書イテ出ス。夕方溝下君ノ出発見送り
9. 9	午前中ヨリ地域勤労報告隊結成様式ノ清書報告書ヲ作製中、警戒警報発令サル。午後二時半ニ解除サル。帰りテ又作製スル。午前十時頃ニ信用組合ニ木下ケサグリ福元ハツギキ鳥越ノ国民貯金ヲ預ケニ行ク。夜ハ郡元ニ火災アリ
9. 10	夜七時半ヨリ警防会館ニ於テ部落会長ノ集合ガアリ。空ノ守リノ防空壕ノ件ニツキ話ガアリ午後十時頃ニ散会
9. 11	午後ヨリ部落民ニ前後(夜)ノ事ヲ知ラシメルヨウ一部分ヲ話シテ通ル
9. 12	午前モ午後モ防空壕ヲ見テ廻ル。本日学校ニ寄付金ヲ納入ニイク。(満州青年ト防空寄付)
9. 13	夜末永チヨガメ様来リ宗一様ガ帰郷シタタメニ部落会ニ金一封ヲ下サレタト持ツテキテ下サル
9. 14	夜末永光雄君ノ所ニ正中二升ヲヤル。又入隊祝ニ行キ九時前ニ帰ル。出発ノ回覧板ヲ書イテ出シタ
9. 15	午前五時半ニ末永光雄君ノ出発ヲ見送りニ出ル。電車場迄行ク。午後二時カラ学校裁縫室ニテ部落会班長ノ集合ニテ防空壕ノ構築ノ件ニツキ講習会ガアリ。福彦彦兵衛様ト二人出会帰ツタ時ハ午後四時半デアル
9. 18	午後三時ヨリ安楽様ノ代理ニテ信用組合ニ翼賛壮年団ノ班長ノ集合アリテ行ク
9. 19	八月分ノ正中配給券ガ来テ居タタメニ各班ニ分配シタ。午後三時頃ヨリ塵紙ノ配給ヲ商業組合ニ取りニ行ク。夜ハ安楽様方ニ正中券ヲ四枚ト金拾円持ツテ行キ翼賛団ノ発会式ノ名簿等持ツテ行キ九時半頃マデ居ル
9. 20	午後一時ヨリ青年舎ニ於テ八月彼岸ノトキヲスル。正中一升ヲ消費シテ金拾円ノ不定ヲスル。又本日塵紙ノ配給ヲナス。各班毎ニ貳円五拾銭宛。但シ六班ハ壹円五十銭也。
9. 26	午後二時ヨリ校区常会ニ出席スル。五時帰ル
9. 27	部落配給用修理用布ノ取方ニ婦人会長等ガ行キ又夜ニ其ノ件ニテ来ル。午後十二時頃警戒警報ガ発セラレ一時間後ニ解除トナル。部落実行組合ノ方ニ正中五合ヲヤル
9. 28	婦人会ヨリ修理用ノ布ノ代金ヲ持ツテ来ル
9. 30	夜七時三十分ヨリ常会ヲ開ク。九時三十分終ル。牛馬用塩券ヲ持ツテヤエ様方ニ行ク

資料：安田敬蔵「部落会日記」(1969年，鹿児島大学付属図書館所蔵)より作成。

注：9月10日は，日記には「9月11日」と記されているが，明らかに誤記であるので訂正した。

表2 部落会長の活動（1945年2月）

月 日	事 項
2. 1	朝早クカラ又配給物ノ衣料ノ件ニカゝル。夕方過又同日魚ノ配給モ来テ分配ス（十七円七十二銭）
2. 2	午前中カラ衣料品ノ切符取りニカゝツテ居ル。五班ト六班ハ午前中ニ渡ス。午前ニ末永チヨガメ様ニ地料ヲヤル
2. 3	指定衣料品ノ切符ノ整理ヲスル。午前中ニテスム
2. 4	部落会ノ現状報告ヲスル。又幼児ノ数ノ報告モスル。指定衣料品ノ整理ヲスル。動員貯金献納貯金等ノ割当ヲシテ回覧板ニテ知ラセル。福元善歌様ニ木炭代ヲヤル。
2. 5	午前中ニ是枝商店ニ切符ト制限切符ヲ持ツテ行ク。又八反田助太郎宅ノネルガ返ツテ来タタメニ木下コキ様ニ其ノ配給ヲヤル。木下様ニ配給ヲヤツテナカツタノデ。本日午前中太麻代六円十銭ヲ石神先生ニ納メタ。商業組合ニ行キ、マツチノ配給モ取ツテキタ。
2. 6	本日マツチノ配給ノ準備シテ配給スル。又一月中ノ正中モ取ツテ来タ。仮券ヲ発行シテ取りニヤル。今月ハ二斗五升アリ。回覧板ヲ書イテ出ス。アルミノ金モ納メニ行ク。十八年ノ衣料切符ノ集メ方モスル
2. 7	朝早クカラアルミ貨ノ回収ヤ衣料切符ノ集メ方、又動員貯金兵器献納貯金ノ集金ナドノタメ皆ガ持チテ来テタ方マデー一寸ノ暇モナシ。又衛生綿ヤ銀地金ノ代金ノ一部支払ヲモスル
2. 8	十九年度ノ衣料切符ノ調査ノ回覧板ヲ出ス
2. 9	本日幼児菓子券ト手袋ノ配給券ガ来タ。又午後ミカンノ配給モ来タ。学校児童ノ便カラ電灯ヲ消スヨウニ手紙ガキタ。食糧営団カラ明日午後二時カラ協議会ノ案内状ガ来タ
2. 10	午前中ニ幼児ノ菓子ヲ宮原商店ニ取りニ行キ午後ハ渡ス様ニ準備シテ回覧板ヲ出ス。午後四時カラ配給ヲスル夕方迄カゝル
2. 11	衣料切符ノ集メ方ヲスル。又食糧営団ニ行ツタガ本日ノ会合ハ取止メトナル
2. 12	衣料切符ノ計算ヲスル。貯金ヲ集メル
2. 13	役場カラ塩ノ配給券ト木炭ノ配給券ヲ持ツテ来ル。又商業組合ニ行キ塵紙モ取ツテ来タ
2. 14	木炭ノ配給ノコトニ付キ午前中ハ役場ニテ九時ヨリ中央部部落会長ノ協議会ガ十一時迄アツタ。帰りテ明日取りニ行クヨウニ回覧板ヲ書イテ出ス。夜ハ十時過ギマデ部落一人一人ノ購入券ヲ書イテ置ク
2. 15	午前七時ヨリ木炭取りノ回覧板ヲ書イテ出ス。早朝カラ個人別ニ取りニ来ル。役場カラノ券ハ福元英吉様ニ頼ンデヤル。ソレカラ貯金ノ払込方ノ準備ニカカル。動員六一七円、兵器三八二円デアル。午後一時半ニ納メニ行キ兵器貯金ハ通帳全部ヲ払下ゲテ六百円ニナル丈役場ニ納メタ
2. 16	警防団ノ後援会寄付金ノ回覧板ヲ出ス。又塩ノ特配ノ人名ヲ書イテ塩ノ店屋ニ持ツテ行ク
2. 17	塵紙ノ配給準備ヲスル。ソシテ配給ヲスル塩ヲ取りニイクヨウ回覧板ヲ出ス
2. 18	塵紙ヲ取りニ来ナイ班ニ持ツテ行キ渡ス。午後ハ学校ノ裁縫室ニテ秋冬作付実績調査会ニ出席
2. 19	野頭軍吉君ニ召集ガ来ル。夕方回覧板ヲ出シテ明日ノ祈願祭ヲ知ラセル。又木炭ノ残ヲ本木下栄吉君ニモヤル。畑添喜吉君ニモヤル
2. 20	本日ハ野頭軍吉君ノ祈願祭ヲ施行スル。午前八時半ノ集合ニテ倶楽部ニ集マリ九時過ニ出発スル。自分ハ警防団後援会ノ寄付金ヲ全部整理シテ署ニ持ツテ行キ納メル。部落割当百八十三円也ヲ終タ。午後二時ヨリ警防会館ニテ横穴壕避難訓練ノ協議会ニ出席シテ午後五時前ニ帰宅スル。鳥越宅ニ魚ノ配給ガ来テ居リ早速配分ニ掛ル。又野頭軍吉君ノ出発ノ時間ヲ回覧板ニテ皆知ラセル。夜ハ午後七時ヨリ同君ノ祝ニ行キ九時ノ出発ニテ電車場迄見送りニ行キ帰りハ十一時。本日部落防空用チョウチン十二箇来ル。コレハ配給デアル。又銀代金支払イノ通知モアリ
2. 22	午前中ニ電車場ノ農業会支所ニ軍手ヲ取りニ行キシモ品物ガナカツタメニ取ラズニ帰ル
2. 24	午前中ハ明日ノ避難演習ノタメノ回覧板ヲ出ス。夜ハ七時カラ常会ヲ開ク。九時ニ終ル
2. 25	本日演習ノ予定日デアツタガ雨ノタメ取止メトナル
2. 27	午後七時ヨリ常会ヲ開ク。翼壮ノ芝野様ガ見エル予定ナリシモ来ナカツタ。四元嘉市様ガ来ラレル通知ガアツタガ会ノ間ニ合ワズ遅レテ来ラレ又明日ノ実行組合総会ニ来テ貰フヨウニシタ。常会解散ハ午後九時三十分デアツタ
2. 28	二月分ノ正中ノ配給ガアリ夜ハ配給ノ準備ヲシタ

資料：表1に同じ。

次に書類の記帳。これも部落会長にとっては重要で手間のかかる仕事だった。部落会現況報告書、衣料品配給に関する人員調査書、実行組合の米麦調査、農家の米増配申請書、戦死出征家族の子女調査、地域勤労報国隊結成の報告書、人口調査、耕地調査、国民登録世帯票など、これらの作成はすべて鳥越の肩にかかった。そのほか警察から部落内の借家人の報告を求められ、実地に歩いて調べた上で報告書を出している。国策の国民貯金や国債貯金については、割当の一覧表を作成し通帳と台帳の書き込みをして管理した。なぜか衣料品配給に伴う書類の記帳はとくに面倒だったとみえる。1月31日の、「午後ハ是枝商店ニ行キ衣料品ヲ受け取ツテ来テ分配方ニカ、ル、夜ハ1時頃マデ配給物ノ事務ヲトル」というのは、書類の記帳のために時間がかかっているのであろうか。1つひとつの配給の完遂は、こうした地味なペーパーワークがあって可能となった。

上意下達の現場の代理者としての役割も大きかった。部落常会の主宰に加え、谷山町では部落常会の上に校区常会が置かれていたので、部落会長はこれに出席した。戦況悪化し防空訓練が始まると、警察の意を体し部落住民の先頭に立って訓練に励んだ。町民大会を開くとすると、部落内を触れて歩いた。部落住民への主な伝達手段は回覧板であり、事あるごとにそれを回した。出征兵士の安全祈願や見送り、村葬など諸行事への出席。大変だったのは防空・警戒活動である。「午前0時頃カラ警戒警報、空襲デアル。夜明マデ警戒ノ任ニツク」（8月11日）。空襲があると、時間を問わず警戒に出なければならなかった。夜灯火管制を見て歩き、防空壕点検に歩いた。20年3月に入ると頻繁に空襲警報が発令されるようになる。鳥越の日記は4月25日で終わっているが、警戒活動等で日記の記帳どころではなくなったのだろうか。

木之下部落では部落会長と農事実行組合長は別で、鳥越は部落会長だけを務めていたことは前述した。それでいて部落会の用事にこれだけ忙殺されている。銃後の国民生活については、かかる自己犠牲の奉仕的活動に支えられていた強さと脆弱さの両面を見ておく必要がある。鳥越はまじめで責任観念が強く、奉仕の精神に富んでいたとされるが、そもそも部落会長を務めるような人物は一定の性格を備えていたのではないだろうか。次にその点を広い視点から検証する。

4.2.2 階層

表3は、自治振興中央会『全国優良部落会、町内会、部落会長、町内会長』より優良部落会長の年齢や職業等の属性を一覧にしたものである。自治振興中央会は1941年度表彰事業で部落会等の団体だけではなく、部落会長や町内会長の個人も各府県に推薦さ

表3 部落会長の属性

番号	町村名	部落会長			
		年齢	職業	備考	
①	北海道女満別村	43	農業	農実組長，翼賛会村支部常務委員，農会総代	農実組設立に貢献
②	青森県梅澤村	52	村助役	村議，県経済更生委員，村農会副会長	青年団支部長就任（1931年）
③	岩手県花泉村	51	商業		鉄道開通により戸数急増した部落
④	宮城県大谷地村	57	農業	区長，村統後奉公会支部長，農地委員会副会長	田畑5町の大規模経営。「高利貸しを戒め，強欲非道の地主を徹底的に抑圧」。
⑤	秋田県下北出村	38	農業	村議，産組長，翼賛会郡支部理事	約10年前部落長に，「日夜赤誠を傾けて努力するを以て，住民は之を信頼し絶対服従す」。
⑥	山形県観音寺村	35	農業		戸数37戸（小作農16，商工業7，教員会社員等給与生活者6，その他8）。
⑦	福島県五十澤村	64	農業	区長，納税組長，産組幹事	自作農，戸数33戸中3分の2。師範学校卒業後約30年間教職に。「熱心誠実」さは「部落民のみならず一般村民の信望を集める。教育功労者として郡長表彰」。
⑧	茨城県美並村	?	農業	村議，産組専務理事，農実組長，衛生組長等	中堅青壮年の奮起を促す。耕地の拡大，労務の重要性等を力説，地主と小作人間，債権者と債務者間の斡旋調停に奔走。
⑨	栃木県津上村	56	農業	部落実行組長	「実直勤勉なる人物」，「私財を抛ちて部落の発展に力を注ぐ」。
⑩	群馬県横野村	41	農業	産組理事，農実組長，翼賛会村壮年隊長，在郷軍人会分会長	手広く農業を営む。「全然自己を没却し，（中略）率先垂範を第一として指導」。
⑪	埼玉県広田村	37	農業	農実組長，翼賛会村常務委員	兵役後青年団役員，郷分会長等に選任，「忠君愛国の念篤く」，村内「有数の信望ある人物」。田畑2.7町，養豚10頭超，生蚕250貫超，「収穫成績は衆人の模範」。
⑫	千葉県豊成村	34	農業	区長，農実組長	村青年団長，在郷軍人分会長として表彰（1936，38年）。58歳の元高女校長（村常会指導員）と47歳の村議（地主，元消防組頭）が補佐。
⑬	神奈川県吉浜村	52	土木請負業	区議，翼賛会町支部幹事，方面委員	戸数117戸のうち農業者9戸，町の中で最も新しく発展。同町の分家，他町村よりの移住者の寄合世帯。部落長，1930年移住。28年当時寄合は年数回，33年以降毎月開催。
⑭	新潟県弥彦村	63	医師	方面委員，在郷軍人分会顧問，信用組合理事	信用組合常務理事，「指導鞭撻して功大」。会長宅を会場に常会開催。「部落会長を中心に一大家族主義を具現」。教化事業，統後奉仕の比重大。
⑮	富山県蓑谷村	52	農業	産組長	1.5町耕作，農事に熱心で範を示す。実際の体験にもとづく垂範型指導。土木事業に尽くし神社を新築。部落会事務を一手に引き受け，所有地を提供して共同作業場を建設。
⑯	福井県小山村	37	農業	方面委員，村議，区長	部落の乱れを青年層が騒起，40歳前後の壮年層が中心人物となって部落を指導。部落会長は1930～33年農実組長，31～区長，40年～部落会長。30年村青年団功労者表彰。
⑰	山梨県栄村	51	郵便局長	村議，森林組長，郡協力会議員	元村長（祖父も村長）。駅の部落内開設に伴い戸数急増（戸数50，農12）。他の中心人物は元助役，病院長。「村民の恩人」として敬慕，常会では「巧みなる司会振り」。
⑱	長野県上山田村	58	農業	農実組長	長年教職にあり，退職帰郷後農実組長，次いで部落会長に。
⑲	岐阜県関ヶ原町	?	?	町議	戸数33，うち接客業9をはじめ16業態あり。
⑳	三重県八郷村	61	農業	区長，産組理事，氏子総代	日露戦争従軍，その武勲により功7級に。区長，1929年～。定時励行等生活改善中央会表彰，農事改良発展に尽瘁せし功により郡農会長表彰。
㉑	京都府以久田村	63	農業	翼賛会推進員	商業学校等35年余りの教職の後，部落の改善発展のため「全力を傾注」。
㉒	兵庫県別所村	68	農業	産組理事，翼賛会村支部常務委員	元米穀検査員。戸数143，ほとんど農業なるも農外就業者多く家計豊か。小作争議を機に戸主会を組織し，副会長に就任（調停に奔走）。
㉓	奈良県葛城村	60	農業	農実組長	35年余り教職，5反余り耕作。資産家森元某は「部落更生に私財を投じ，終始協力」。
㉔	和歌山県下神野村	41	生糸売買業	村議	戸数200戸余り，物資の集散地。生業雑多で転住者多く，「結合融和」を欠いていた。
㉕	鳥取県八幡町	64	農業	産組長（部落産組），農実組長，壮年団長	行政区は2区。明治末，中心となって就農同志会創立，両区の融和を図る。1919年精農家として郡農会長表彰。
㉖	岡山県六條院町	69	農業	町議，翼賛会町常務委員，農実組長	既存の2農家組合を解消，全部落一円の農家組合創立し組合長に。
㉗	山口県阿川村	45	農業	区長，発防団分団長，村竹林組合副組長	古来2部落に分かれる。1910年部落一円の完農会設立。本人，部落中央に集会所の建設を提唱し実現。

表3 部落会長の属性(続)

番号	町村名	部落会長			
		年齢	職業	主な公職	備考
28	徳島県江原町	37	農業	翼賛会県支部員, 納税組合長	篤農家多く「概して富裕」な部落。「今支那事変に応召」, 帰還後部落会長に。
29	香川県丸亀市	44	鍼灸術		他の5部長の年齢=50代1, 40代3, 30代1。
30	愛媛県南山崎町	55	農業	村山林会長, 産組長, 農会長, 村議	交通往来に「極めて不便」な「山間部落」。本人は「青年時…家業に精励」する「模範青年として郷党に範たり」。
31	福岡県江南村	42	農業	農実組長	内原訓練所入所
32	佐賀県大町町	55	大工兼農	区長, 町消防団部長	戸数386, 杵島炭鉱に隣接し商人並炭鉱関係者大部分を占める。
33	熊本県中山村	66	農業	区長	部落会の他の中心人物は村議, 農会技手, 区長代理, 区議員等。
34	大分県森町	64	医師	町議	戸数22, うち農業14。
35	鹿児島県谷山町	67	県社社員	部落会連合会副会長, 翼賛会町協力会議員	3小部落より成り, 1932年3部落共同の倶楽部を建設, 38年3部落を合併して本部落会を組織。40年近く初等教育, 青年教育に従事し32年帰郷。
36	沖縄県大宜味村	50	農業	区長	戸数310。本人は10年余り部落振興に尽くす。他の中心人物の産組長・村議・学校後援会長を務める大山某と村議・方面委員を務める平良某はともに永年小学校長を務めた。

資料：自治振興中央会『全国優良部落会, 町内会, 部落会長, 町内会長事績概要』1943年より作成。

注：産組=産業組合, 農実組=農事実行組合。

表4 部落会長の年齢

(単位：人)

	部落会長						町内会長			
	30代	40代		50代	60代～	不詳	30代	40代	50代	60代～
		40～44	45～49							
北海道		1					1			
東北	2			3			1	1		1
関東	2	1		2	1	1	1	3		2
北陸	1		1	1	1			1		3
東山				2						
中部					1	1			1	2
近畿		1			2		1	1	1	1
中国			1		2				1	3
四国	1	1		1						1
九州		1		1	3		1	3	1	
沖縄				1					1	
計	6	5	2	11	10	2	2	7	10	13

資料：表3の「年齢」をもとに作成。

せ審査表彰した。表彰された団体と個人は重ならない。表3の部落会長の年齢構成を地方別にみたのが表4である。

まず表4からみると、大きく次の2点が注視される。第1に、不詳の2人を除く部落会長34人の年齢構成は、40代以下が13人に対し、50代以上が21人である。参考に町内会長をみると、40代以下は9人に対し、50代以上は23人である。30代では町内会長は2人であるのに対し、部落会長は6人をかぞえる。一方、60代以上では、町内会長は

13人いるのに対し、部落会長は10人と少ない。全体として部落会長の方が町内会長よりも若く、やや意外な感じを与える。その背景が問題であるが、後に明らかにするとして先に進む。

第2は、部落会長の年齢の地域的特徴である。30代は、東北と関東、北陸に集中しており、これら3つの地方を合計すると、全体で6人のうち5人をかぞえる。これらの地方では60代以上は少なく、合計で2人とどまる。東北では60代以上の部落会長はいない。一方、60代以上は、中部と近畿、中国、九州に集中しており、これらを合計すると、全体で10人のうち8人をかぞえる。30代はなし、40代は3人と、高齢の部落会長が多いのがこれらの4つの地方の共通した特徴といえる。この地域的特徴をまとめると、30代や40代前半の若い部落会長が多い東日本（北海道も含む）で、東北が典型と、60代以上の高齢の部落会長が多い西日本で、中部や近畿が典型という2類型が析出できる。これはいかなる部落会長の性格または社会構造を反映しているのだろうか。

そこで表3に戻って、部落会長の職業をみってみる。東日本の30代あるいは40代前半の部落会長というのは、7名全員「農業」である（なお⑩は福井県で本来除外すべきだが含める）。しかも、⑩や⑪は経営の概況が記され、それによると「手広く農業を営む」（⑩）、あるいは「田畑2.7町、養豚10頭超、生蚕250貫超」「収穫成績は衆人の模範」（⑪）とされ、農業に熱心な実力のある精農的性格を持つ農民層だったことがうかがわれる。年齢は別として、「田畑5町の大規模経営」（④）、「耕地の拡大、勤労の重要性等を力説」（⑧）、「1.5町耕作、農業に熱心で範を示す」（⑮）と明らかに精農だったことをうかがわせる者が目立つ。東北や関東、北陸では、こうした精農が多く部落会長に就いたのではないだろうか。他の地方でも、⑮や⑳、㉑は精農といえよう。部落会長の1つのタイプとして精農型が指摘できる。

表3からもう1つ指摘されるのは、在村インテリ型とでも呼ぶべきタイプである。その典型で最多は、学校教師上がりである（⑦⑬⑰⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕）。これらの多くは農家であり、教職を退いた後は、神主の㉖を除きすべて農業に携わっている。医師が2人いる（⑭⑳）。そのほか村助役（②）や郵便局長（⑰）、元米穀検査員（⑳）、鍼灸師（㉑）も在村インテリ型に入れてよい。このように見ると、在村インテリ層が部落会長になっていたのは相当多かったといえる。以上のケースが合計で11、全体の3分の1弱である。こうしたタイプの部落会長はほとんどが60代だった。そのほか、部落会長は普通の農家であるが、部落会の中なかの他の中心人物が教師上がりや医者、農会技手というのが、⑫と⑰、⑳、㉑の4例あることも看過できない。これも加えると、在村インテリ層の部落会との

関わりは強くかつ広い。西日本で60代以上の部落会長が多かった重要な背景として、このような在村インテリが部落会長を多く務めていたことが挙げられる。その典型が近畿であり、挙げられている4例のうち3例は元教師2人、元米穀検査員のいずれも60代の部落会長である。

地主層と部落会長との関わりは、表3からは詳らかにできない。⑩の郵便局長や医師などはひとかどの地主であったと推測されるが、地主層としてではなく、医者などとして部落会長を務めていたと理解すべきだろう。また、明らかに地主として顔を出しているのは、⑫の「地主、元消防組長」である村議や⑬の「資産家」であるが、いずれも若き農民の、あるいは5反歩余り耕作の元教師の部落会長を支える立場にあり、私財を投じるなどして協力していたことが注目される。少なくともこれは、農民に対し、地域の有力者として支配力を誇った「明治の地主」の姿ではない。なお、商業や土木請負業に従事する部落会長も3人ほどいることも付言する。

以上をまとめると、高齢の在村インテリ層が数多く部落会長を務めている理由を考えるに、部落会長の用事が多く、かつその中で前述のようにペーパーワークが重要な位置を占めたことが大きい。部落会長には計画性のある事務能力が必要であった。その意味で、元教師の農民というのは比較的時間の余裕もあり、もっとも適任であったといえる。元教師の農民をはじめ在村インテリ層が部落会長の1つのタイプをなしたのは、このような部落会長の条件・性格を反映したものと理解される。

もう1つのタイプ、精農型に関しては3点指摘したい。1点は、部落会長の地域的特徴、つまり東日本では若い精農型の、西日本では高齢の在村インテリ型の部落会長が目立つ理由について。確言に足る根拠はないが、これは農業構造と、家中心の東日本と西日本の年齢階梯制の村落構造の差異を反映していることだけは間違いない。もう1点は、精農型の部落会長について主な公職の経歴を見ると、農事実行組合長というのが多い。30代、40代前半の部落会長の場合とくに目立つが、⑨や⑮のように50代以上でもそうである。また、東日本だけではなく、西日本でも⑮や⑰のように精農型の場合農事実行組合長に就いている。精農型に限らないが経歴では、②⑧⑪⑫⑯のように青年団運動との関わりが目立つ。いずれも、農民の主体形成の結果としての部落会長の出現といえる。西日本の在村インテリ型は一般にこうした経歴を欠く。3点目は、精農型の階層的性格について述べると、前述の新潟県小新集落の例を踏まえれば、一部自作地主を含む自作層・自小作上層が中心であり、精農型部落会長における「所有の壁」は厳存したと思われる。したがってかつて一部に主張された、この面での自小作前進の過大評価は現実を歪

めていたといえる。

5. 部落会の歴史的位置

5.1 部落会の歴史的前提

前に触れた埼玉県旧潮止村を事例に、大字単位の行政区に代わり、部落会が現在の農業集落につながる村落を区域とする農事実行組合単位の設立されるとともに、区域の面でみると部落会が戦後の自治会につながることを前にみた。そして、その農事実行組合の発展に具現する村落の成熟と農民の主体形成が部落会による地域の編成替えを規定する根本的要因として作用したに違いないと推論しておいた。以下、潮止村と宮城県旧南郷村（現美里町）の例を詳しく検証する。問題は、部落会の設立に至る農村諸組織の地域的基盤の歴史的変化である。

なお、ここでキーワードである農業集落について補足しておく。農業集落は現在の統計用語で、歴史的概念ではない。大字と一致しない農業集落は、歴史的には小名や小字、村組（地域によって呼称は多様）と呼ばれる小地域、小村がその実態といえる。一方、大字は歴史的概念でもあるので、両者を並べて使用するのは歴史分析として厳密には正確ではない。現在統計的に農業集落と捉えられている村落の意味で「農業集落」を、大字と重なる、現在の農業集落につながる村落の意味で「大字＝農業集落」を、また農業集落につながる複数の村落を含む大字の意味で「複数の農業集落を含む大字」等の各用語をそれぞれ便宜的に使うことを断っておく。

史実に関しては両村の歴史を取りまとめた『八潮市史』と『南郷町史』に主として依拠しつつ、独自の村落の視点つまり大字と農業集落の関連という視点から筆者の主張をまとめる。独自に行った調査ももとにしている。両村を取り上げる理由は、いずれも大字＝農業集落の村落とそうでない村落の2つのタイプを含む村という研究対象の必要条件を満たしているからである。近畿の多くの村のようにすべて大字＝農業集落の村落、逆にすべて大字≠農業集落の村落の村は研究課題を考えるとあまり適当ではない。

5.1.1 埼玉県潮止村

潮止村では前述のように旧村は7村ある。複数の農業集落を村落を含む大字が二丁目、木曾根、大瀬、古新田の4村、大字＝農業集落の村落が南川崎、伊勢野、桁の3村という内訳である。両者を分けた重要な要因は、1つに開発時期の相違に求められよう。前

者は古新田を除き室町期に開発された古村であり、後者では3村とも近世初頭に開発されたとされる⁵⁸⁾(古新田も)。開発時期に規定された村切りの方法がこうしたタイプの異なる村落を生み出したと考えられる。日露戦後の1912年、旧村の7大字を単位に行政区が設置された。本村では町村制施行に伴い旧村を区とし有給の区長を置くことが決められていた。だが、しばらく常設委員の制度でつなぎ実現が遅れたことも前述した。時期は前後するが、行政との関係ということでは、1886年の県令にもとづく衛生組合の設置も重要である。これは大字ごとに設置され、そのもとに16の「小組」が置かれた。本村の農業集落は13であるから、小組はこれに重なるものが多いとみられる。衛生組合では清潔方法施行として大掃除などを行ったが、1907年の記録をみると大字単位で実施している。このように行政的には、旧村のまとまりは大正期に入っても有用と位置づけられるとともに、大字も村落として現実に機能していたのである。

潮止村は「明治の模範村」だった。本村が模範村になるには、1903年村長に就任する田中四一郎の役割が大きかった。田中は40町歩以上所有の村内第1位の大地主で、亡くなる34年まで30年間も村長を務めた。村長にとどまらず、埼玉県信用組合連合会長をはじめ憲政会県支部顧問を務めるなど、県レベルの農業界・政界の大物であった。田中は強力なリーダーシップによって明治後半に村づくりに着手し、普通なら昭和期に確立する行政村の整備を行う一方、全村的な信用組合を設立するとともに、活発な青年会組織を作り上げた。田中が構想した村づくりの体制は、信用組合を軸に、小学校と農会を両翼にしつつ宗教家と青年会を別働隊として配するというものであった。

田中が村に信用組合をつくる前の1900年、居住大字二丁目で五倫講を組織した。そしてそれは近隣の大字に広がった。1期だけで講を解いたが、貯金は信用組合の出資金や勤儉貯蓄組合の貯金に引き継いだ。こうした村民の組織化と信用事業の経験は全村を単位とする信用組合の設立に役立ったとされる。田中を組合長として潮止信用組合が設立されるのは1902年である。その折、組合設立のための会合がもたれた。注目されるのは、当時の信用組合としては珍しい全村の組合にするため、田中が絶妙な気配りをみせたことである。7大字全部から代表を入れるとともに、二丁目2、木曾根2、南川崎1、伊勢野1、大瀬2、古新田2、垢1という代表の構成にしたのである。代表の構成の意味については後に述べることにして、田中が大字の存在を重視したことに注意を喚起したい。

田中が重視した青年会は1907年、大字を単位として設立された。それまでは各大字にワケーシコウといわれる若者組が組織されていた。そして09年に田中を会長として

潮止連合青年会が設立される。各青年会の設立にあたっては、「各大字ニ於テ志ヲ有スルモノハ宜ク適宜ノ措置セラルヘシ」との村長告諭を受け、「各大字ニ於テハ（区長に代わる——引用者）常設委員指導下ニテ□協議シ」たと記され⁵⁹⁾、大字単位に村長—常設委員の線で指導がはたらいたことが知られる。しかし同時に、青年会の活動状況については、「各大字ニ於テ自治的事業トシテ解説センメタル為メ、普通義務的ニ子弟ヲ入会セシムル青年会ト大ニ事情ヲ異ニシ、父兄一般努力ノ結果成立セシメシ会ナルヲ以テ会務ニ熱心尽□シ、会員ノ出席督促、基本金ノ募集等ニ好結果ヲ現□」と記され⁶⁰⁾、青年層の自発性が重視されたことが注目される。本村の青年会は1909年、優良青年会として県から表彰された。

村会議員に関しては、「村政の円満を謀るが為め有志の間に各大字より選出すべき議員の配当」を不文律ながら協定していたことが注目に値する⁶¹⁾。その協定による大字別の村議の構成は、二丁目2、木曾根3、南川崎2、伊勢野1、大瀬2、古新田1、圀1であった。こうした協定が可能になったのは、田中村長を中心にした行政村としての潮止村の確立と無関係ではない。

そのほか大字が基盤にされたこととしては、宅地購入等のために信用組合から資金を借り入れるときは区長や五人組長を通して申請しなければならない規定になっていた⁶²⁾、日露戦後の記念事業での記念品については大字の協定で定めることになっていた⁶³⁾、大正期に存在した人糞尿購入のための肥料共同購入組合が4大字に存在したことが指摘できる⁶⁴⁾。

その一方で、農業集落を基盤にする組織や活動が増えてくる。五倫講の後を受け、1904年活動を始める勤儉貯蓄組合は13の農業集落単位に組織された。上述の潮止信用組合設立の際の会合における代表の構成も、2人代表を出している4大字は、内部に2、3の農業集落を含む村落であり、それに対し代表が1人の3大字は、農業集落=大字の村落である。つまり、単なる人数比からだけではこうしたことにはならないのであって⁶⁵⁾、そこには農業集落の存在も無視できない何か事情があったと考えるほかない。絶妙な配慮といった所以である。

前に見たように、本村では農会の活動を地域から支える農区が置かれていた。それは農業集落の区域を単位にしていた。村農会の評議員は7大字から1人ずつ出ていたが、農会の活動を左右したのは13人の農区長の存在であったとされる。農区長は在村耕作地主をはじめ技術的に優れた上層農家で、各大字の有力者が並んでいた。大正期に入って始まる米穀検査では、農区ごとに検査場所が設けられた。それとともに、県の補助に

対応して稲作改良を目的に新田農事組合（組合員20人）と若柳農事組合（30人）が設立された。両組合とも農業集落を単位としており、また組合長については農区長が就いたと推定されている。それ以降、農事組合は1923～24年に4組合⁶⁶⁾、26年に1組合設立され、32年現在7、37年にはすでに指摘した通り12と設置予定組合すべてが設立された。

青年会についても、設立時の7⁶⁷⁾から1912年には10に増加する。それとともに重要な変化が生じた。青年会が二丁目では3、木曾根では2になった。さらに27年、木曾根も3に増えた。つまり、この2大字では青年会は農業集落単位に変化したのである。

以上、潮止村において農村諸組織の地域基盤が、大字から農業集落に移行変化していく過程を明らかにした。それは、現在農業集落とされる村落の、生産・生活の基礎的単位地域とされる村落に向けた成熟の過程といえる。これが潮止村における部落会の歴史的前提であった。部落会が農業集落単位に設立されたことは、部落会設立の歴史的意義を示すものである。歴史的意義に関わってはもう1つ、潮止村では部落会以前の、大字＝行政区単位に寄合が開催されていたときは、その回数は年1回もしくは多いところで数回であったのに対し、部落会の設立に伴い、毎月常会が開催されるようになった地域が多いことも付記されるべきであろう⁶⁸⁾。たとえば1980年時点の農業集落での寄合開催回数は周知の通り全国平均で年11回である（1980年農業集落調査結果報告書）。部落会の設立は農業集落のこの面での活動を1980年当時の状況並みに活発にするきっかけとなったのであり、この点でも後の時代につながる。

ただし、大字は形骸化してしまっただけではない。部落会設置に伴いそれまでの行政区＝大字の事務は縮小する中で、農業集落単位に部落会が設置されたから、組織的に部落会を含む形になる大字、つまり二丁目、木曾根、大瀬、古新田の4大字については、土木協議費の所管事務を部落会長と共同処理する部落連合会長を特別に設置したことが注目される⁶⁸⁾。これは大字が土木・水利事業の実施区域になっていたからである。

5.1.2 宮城県南郷村

南郷村は典型的な東北の村である。山林原野が少なく耕地率がきわめて高い全くの平坦部の地形で、農業は水稻単作の構造。大地主の村でもあり、3,000町歩余りの耕地のうち小作地の割合は82%にも及び、しかも8人の50町歩以上地主の貸付地が小作地の4分の1を占める。水利条件が悪く常に水害に悩まされてきた歴史を持ち、明治末より低湿地帯の開発の過程では他村民の入作が進み入作地が耕地の3分の1にもなった。

本村は町村制施行により近世の和田田沼村、福ヶ袋村、練牛村、大柳村、木間塚村、二郷村の6村が合併して生まれた。6村は同名の大字（行政区）となったが、そのうち練牛と二郷を除く4村は大字＝農業集落の村落である。大字練牛は内部に練牛、赤井、谷地中、出来川の4農業集落、また大字二郷は上二郷、中二郷、下二郷、大島、小島の5農業集落を含む（後掲表7参照）。福ヶ袋（農家戸数60戸余り）を除き5大字は規模が大きく、いずれも農家戸数が100戸を超えた。なかでも大字二郷は1939年現在約470戸にのぼり（中二郷だけで172戸）、一般の行政村並みだった。この点は後に述べる農事実行組合の組織のされ方に関わるので留意しておく必要がある。

以下では、町村制施行前後の時期と明治30～40年代、両大戦間期の3つの時期に焦点を当てる。とくに注視されるべきは、大字と農業集落が異なる大字練牛と二郷の動向、およびその中に含まれる、現在の農業集落につながる各村落の動向である。

まず、町村制施行に際し旧村はいかに対応したか。近世の村から大字になるのに単に受動的対応に終始しただけであろうか。この点は大字の共同性評価のポイントである。重要なことは、近世から近代への村落の歴史的变化を主体の能動的な歴史のうねりのなかで捉える視点である。この視点からいささか込み入ったその過程を明らかにする。

度重なる水害のためか資料条件はよくなかったとみられ、この問題について『南郷町史』で触れられているのは練牛村（町村制施行前なのでこの呼称を使う）の動向だけである。しかしこの村落の事例が興味深い。練牛村では1880年、「連合村会の成立を契機に『村立事務所』と『一村親睦会』が設立され、前者が行政事務及び共同体の生産的な側面を、後者が生活的な側面を再編成していく起点となった⁶⁹⁾」。村立事務所は連合戸長、同村議会の下部組織とされ、練牛村一円の借家層を除く78戸のいわば公民たる本戸層の農民を対象に設立された。また「ほぼ10戸宛に小分された各組（上村5組、赤井、谷地中各1組、両者混合1組の8組）を基礎にした2段組織であった⁷⁰⁾」。設立に際して生産生活の申告事項を明文化した広範囲にわたる村の規約は、「村運営のいわば『原型』を提示したものとされる⁷¹⁾」。2段組織の意味がよく分からないが要するに、最高議決機関の「総会」の代議士の選出母体がこの8つの組だった。

ここで、8組合を構成するのは、練牛村の中の、現在の農業集落につながる上村（＝練牛）、赤井、谷地中の3小村であったことが注目されなければならない。上述のように藩制村である旧練牛村は内部に現在の農業集落につながる小村を含んでいたのである。1つの地域的まとまりとしてみたとき、藩制村たる旧練牛村が優位し、その内部の各小村は従属的にそれに編成される位置にあったということが、この村立事務所設立の経緯

からうかがわれる。

一村親睦会に関しては、本村の六親講について説明する必要がある。一般に近世の村落は宗教的要素をもつ講組織が共同体結合の基底をなすことが多かった。本村の各旧村でも同様であり、藩政後期より六親講と呼ばれる地域的共同組織が数多く生まれている。民俗学等で一般に講組と呼ばれる組織である。六親講は親睦と勤儉貯蓄・金穀貸付、葬儀の際の仕事分担などの相互扶助、村内の風俗取締りや浪人等に対する警備など統制を直接の目的としつつ、水門・水路の共同管理や屋根ふき用の萱を取る萱谷地の共同利用など生産・生活上の共同体的機能を合わせ持つ。そこでは寄合（振舞といわれる）を開き、講の規約などを取り決めた。村民は寄合への出席を厳しく義務づけられた。

さて明治期に入ると、旧練牛村では80年に、一村親睦会が「各部落毎の六親講の統合組織として設立された」。上述の村立事務所は「行財政的ないしは生産共同体的な」性格を持つ。それと異なり、一村親睦会は、「葬祭等の相互扶助や生活面での規制が主要業務であり、「隣保的な性格が強く、一村一円の親睦会とはいってもそれは名目的で、各部落別の組織と運営が優先した」とされる⁷²⁾。ここで一村親睦会とは、練牛村を区域とする親睦会のことを指し、それに対して部落別の組織とは、練牛村内の小村単位に組織された赤井親睦会や谷地中親睦会などを指すと理解される。それではなければ次にみる通り辻褄が合わない。『南郷町史』で赤井親睦会については説明があるが、一村親睦会についてはこれ以上の言及がないためよく分からない。

重要と思われるのは、南郷村の成立に至るまでの間に、たとえ名目的な組織になったとはいえ、旧練牛村一円の親睦会を設立する意思が地域に働き、生産共同体的な村立事務所とともに、現実に一村親睦会として設立されたことである。ところで、南郷村の成立に伴い旧練牛村は行政区になり、これによって村立事務所の存在意義は失われる一方、一村親睦会は「共愛社」に再編成される。その設立事情は、「一村ニテハ是迄ノ共同体ヲ解散シ、更ニ共同体ヲ組織シ協愛社ト称ス。組織区域ヲ分チ③区トス、①区ハ上村、②区ハ赤井、③区ハ谷地中。是迄ノ親睦会ヲ廃シ更ニ区ノ親睦会ヲ組織スル事ニ相決シタ」(句読点は引用者)とされる⁷³⁾。ここで共同体と親睦会は同義に使われている。またこれまでの親睦会とは、名目的な組織だった件の一村親睦会とみてよい。そうすると、この一文は新村の成立に際し、それまでの名目的な一村親睦会の組織的難点の反省に立って、大字練牛を区域に共愛社を新たに組織することによってそれを克服し共同性の確保を目指した、というのが趣旨と理解される。そして、赤井親睦会等の大字内の小村単位の組織は共愛社のいわば下部組織として編成されていたとみられる。

旧練牛村は町村制施行に伴って1899年より「練牛共愛社」と称するようになり、その名称は大正中期まで使われたとされる。練牛にとどまらず、「大柳同志社」（大字大柳）や「福ヶ袋協同社」（大字福ヶ袋）などのように旧村でも、また大字二郷内の小村高玉・後袋地区の「高玉共扶会」などのように大字内の小村でも、結社名をつけた。これは近在の他町村ではあまり例がなく、「部落・六親講を近代的形態のもとに維持・発展させようとしたもので」、「自由民権の影響を受けた、南郷の近代的・開明的な団結思想を示すもの」と指摘されている⁷⁴⁾。

以上、現在の農業集落につながる小村を内部に含んだ近世の村、練牛村の町村制施行への対応をみた。結論として、そこには共同性を確保する明確の意思と行動を見て取ることができた。もちろん赤井などの小村は独自に親睦会をつくり活動しているから、大字と農業集落が異なる練牛のような村落では村落の重層性が特徴であり、町村制施行時ではそれは大字練牛優位の構造のもと形成されたといえる。これに対して、大字と農業集落が一致する大字大柳では、94年に創設された大柳同志社の総理と大柳区長を同一の人物が務め、「行政上の区とここに再編成された自治組織⁷⁵⁾」、つまり大柳同志社は一體となっていたとされる。つまり練牛のように村落の重層性はみられないのである。大柳では大柳同志社が創設された同じ94年、それまでの規約を改正し全7章61カ条に及ぶ大柳同志社規程を定め、「小型村政⁷⁶⁾」とされる区の事業を展開した。南郷村では成立後しばらく行政区との「二重構造的村政⁷⁷⁾」が展開したとされる。このような点を考えると、南郷村の成立に伴い近世の村は「行政上単なる1つの区に転落した⁷⁸⁾」との理解ははたして妥当であろうか。南郷村では、かなり広大な水田や萱谷地からなる大字の共有財産や学校有財産はすぐには新村に移らなかった（統一は18年後の1907年）。このことが旧村の対応とありようを規定した1つの重要な要因であった。

次に明治30～40年代。この時期と両大戦間期は理解しやすい。村の諸組織ということで見ると、明治後半期の南郷村では①初期信用組合を中心とする産業組合、②青年会、③行政区の改変が注目される。

本村で信用組合を中心とする産業組合が最初に設立されるのは1905年である。名称とカッコ内に無限・有限責任の別、設立年次、設立時の組合員数、地域を記すと、①大柳信用組合（無限、1905年、23人、大字大柳）、②練牛信用組合（無限、1905年、13人、大字練牛）、③南郷購買販売組合（無限、1908年、79人〔1914年〕、大字木間塚・二郷）、④和福信用購買生産組合（無限、1911年、66人〔1914年〕、大字福ヶ袋）、⑤南郷米穀販売組合（有限、1911年、不詳、大字二郷）の5つ⁷⁹⁾。注目されるべきは、③を除くと、

いずれも大字単位の組合だったこと。そして、③についても2大字単位の組合であり、2大字の1つ、農業集落につながる複数の小村を含む大字二郷においても、この段階では、そうした小村単位には組合が設立されていないことが重要である。もう1つ注目されるべきは、本村に多い大地主がその主導層になっていないこと、たとえば組合長は、①は小地主、②は設立時自作農であり、他の組合も村内第1級の地主は参加していなかったことである⁸⁰⁾。初期信用組合は一般に在村耕作地主を主導層にして大字単位の組合に設立されるといってよい⁸¹⁾。本村でも同様であった。一般的には大字単位の信用組合が行政村単位に発展し、事業も信用事業単一から4種兼営に拡大するという展開過程をたどる産業組合が多かった。しかし、本村の特徴は以上の5組合はいずれも大正末までに姿を消し、後にみる昭和期に入って設立される全村的な南郷産業組合とは組織的断絶があったことである。

もう1つこの時期における大字の共同性を示すのは、青年会である。本村では1894年、大字福ヶ袋に青年会が組織された。次に続いたのが大字大柳で、青年会の結成は95年頃とされる。この2大字と村落の構造が異なる大字練牛や大字二郷でも、明治末年には青年会がつくられていたとされる。その区域も、同じく大字だった。こうした大字単位の青年会の組織化の後、1916年に全村を区域とする南郷青年団が団員284人で組織されるに至る。明治末に地域の中で青年会活動を活発に行っていた青年層の中から、後の農家小組合や産業組合の中心的な担い手が生まれてくる点も付言しておこう⁸²⁾。組織のされ方からみて本村の大字単位の青年会の結成はかなり自発的であったと言え、そこから大字の共同性が見て取れるのである。

以上は、南郷村成立以降の大字の変わらぬ共同性を示すものである。だが同時に変化もあった。それは行政区の一部改変として現出した。旧村単位の6行政区で出発した本村は、明治末には大字二郷が上二郷と下二郷の2つに分かれ、7行政区となった。その意味は後にあわせ述べるとして、背景としては1907年の部落有財産の統一がとくに重要である。

最後に両大戦間期。もっともこの時期を象徴し、論点の核心でもある農家組合（以下一般的呼称である「農家小組合」とする）の問題を取り上げる。宮城県農会『宮城県の農家組合』（1933年）によると、本村の農家小組合として①上二郷農家組合（組合員25人、組合員の対1939年現在農家戸数比19%、以下同じ）、②福ヶ袋農事共励組合（60人、92%）、③佐中農業組合（42人、24%）、④大柳農業共励組合（60人、44%）、⑤谷地中農家組合（35人、農家戸数不詳）、⑥高玉共栄会（39人、27%）の7組合が挙げられて

いる。その他にも、この調査から落とされた理由が判然としないが⑦赤井副業組合や⑧木間塚農事共励会も加えられる。⑦は1924年に産業組合法にもとづき組織され、菓工品の加工や肥料の共同購入等を行った。同組合は、『南郷町史』では農家小組合の典型とされる⁸³⁾。設立時の組合員は31人。⑧の起点は大正期の中堅青年の活動に求められ、それが29年に同名の組織に改組された後、38年に木間塚農家組合となる。29年改組時点の組合員は32人だった。

これらの組織と活動については関係する同時代人の貴重な証言が残されている。①「この間（1929年設立された南郷産業組合が活動しなかった最初の5年間——引用者）、部落的に農家の同志的結合が相当進展している。私のよく知る二郷佐中農家組合は、4、50名の会員で集会所を建設、肥料の共同購入、発動機を原動力とする機械の共同利用、貯金融資、負債整理まで行ない、部落産業組合の観を呈していた。こうした小組合が町内各所にあったことは、組合に入ってから知ったことである⁸⁴⁾」。②「（設立後活動しなかった南郷産業組合を指して——引用者）しかし理事は余り組合の必要を感じないのか、事業をやってくれない。出資金を返せとか、税金に向けてくれと役場に怒鳴り込む者もあった。その頃、先輩の渡辺勝躬さんが農事共励会を組織して、共同販売、共同購入をやっていた。私も木間塚に同じようなものを組織した。斉藤一郎君もまた赤井に組織した。つい各部落に組織されたので、共同販売や共同購入をやって成果を納めた⁸⁵⁾」。①は南郷産業組合元職員・黒沼八郎の証言、②は木間塚農事共励会の中心となるとともに、理事として創成期の産業組合の発展に尽くした只野戸久治の証言である。証言の意味合いについてはまた戻るとして、さしあたって設立なった産業組合の休止状態のもとの、「部落産業組合」的性格をもつ農家小組合の各所にわたる胎動を読み取っていただきたい。

ではここで言われる「部落」とは何か。

上掲の8農家小組合を通して第1の特徴は、農業集落と異なる大字練牛や大字二郷では、大字内の小村、つまり現在の農業集落の単位に組合が組織されていることである。それは組合に付く地区の名称から分かる（佐中は中二郷、高玉は下二郷）。大字練牛、大字二郷にある①③⑤⑥⑦の5組合は、ひとつとして大字単位の組合というのではない。第2に、それに対して、農業集落でもある大字福ヶ袋や大字大柳では、大字単位に組合が組織されている。②④⑧がそれであることも組合の名称から分かる。

すなわち、2点を総合すると、農家小組合のような生産・生活の協同の地域的基盤は、現在の農業集落の区域であるという点が結論として導き出される。大字に焦点を当てて

例えば、農業集落である大字だから協同の基盤となっているのであって、単なる大字、つまり中に農業集落を含む大字の場合、その基盤になりえない、と言い換えられる。先の「部落」とは何かに対する答えは、正確には現在農業集落と捉えられる村落が正解である。

先の証言に戻ると、本村では産業組合に消極的な大地主に対し、耕作農民が産業組合の設立と活動を主導した事実に関わる。産業組合をめぐる階級間の構図と事態の推移は只野や黒沼の証言に詳しい。只野証言にある渡辺勝躬は、④大柳農業共励組合の組合長であり、そして注目すべきことに南郷産業組合の設立と活動を主導したグループの中心人物だった。農家小組合の勢力がバックについていたとみてよい。渡辺はグループを基盤に、設立なった産業組合の専務理事の地位に就く。もとは自作農であったが、水害等のために小作農家に転落した。とはいっても、3.6町歩耕作（自作地1.6町歩、小作地2町歩）の近在では名の知れた篤農家で、多くの村民に厚い信頼を得ていた人物である⁸⁶⁾。

1934年に大量に組合の理事・監事に就任した只野や斎藤ら渡辺のグループの指導と、渡辺から「家の光」の輪読などで指導を受けた産青連メンバーの購買事業の普及を中心とする活躍によって、一時休眠状態にあった南郷産業組合は息を吹きかえし発展するのである⁸⁷⁾。

以上、農家小組合の形成と発展が農民の主体形成を伴いつつ、大字から現在の農業集落の区域にその基盤が移行することを明らかにした。近世に権力的に創出された藩制村起源の大字は、農業集落につながる小村を含む大字に関する限り、村落と協同の行動をめぐる歴史的位相はここに変化することになった。

最後に2点付言する。本村では分村問題⁸⁸⁾が決着した1927年、行政区の再編が行われた。明治末の再編に続く2度目の再編である。この再編では、上二郷が上と中、そして上島の3区に分かれた。これで行政区は9。これを受け、9行政区が産業組合の理事の選出母体とされたことが1点。

もう1点は、本村の農家小組合の発展に関わる。農家小組合は前述の1933年時点ではまだ農家の一部を組織したにとどまり、一層の組織拡大が待たれる状態にあった。それ以降の発展経過はよく分からないが、産業組合の組合員数をみる限り、村内未加入者解消運動の先頭に立った産青連の取り組みに対応して、とくに34～35年と37～37年の間に組織がひろがったとみられる。最終的には1940年には法人化して産業組合が30農事実行組合、組合員数1,142人となっている⁸⁹⁾。

ここで注目されるのは、農事実行組合が農家小組合の時代から大きく飛躍し、一挙に

30に増加したことである。その数は、農家小組合の区域となった本村の農業集落の数をはるかに超えている。なぜか。この点は部落会の問題とも関わるので、後であらためて述べることにする。

5.2 部落会の設立と現在

山口県では部落会の整備に向け、行政区を部落会の区域にふさわしいものにするため行政区の分割統合を積極的に行う方針だったことは前にみた。それと併行して農事実行組合について、組合の戸数等を考慮し、組合の区域の「是正」を図る方針を持っていたこともみた。吉敷郡嘉川村（現山口市）と熊毛郡田布施村（現田布施町）について、その方針にもとづく改変の結果を示したのが表5と表6である。前に取り上げた両郡における行政区の改正等を村落レベルから詳しくさぐる。むろん、両村の事例が複雑な山口県の全体状況を代表するとは思わないが、両村の対比によって部落会の本質に迫ることができるだろう。

2表を検討する前提として、両村に共通する村落の特徴について説明する。山口県の村落は、歴史的に長州藩の領国支配に規定されて、きわめて特徴的であった⁹⁰⁾。明治の行政村である嘉川村は近世の嘉川村、江崎村、深溝村の3村が合併し成立した。近世の3村には1人ずつ庄屋がいたが、藩籍奉還によって後述の畦頭とともに廃職となり、また町村制施行に伴い同名の大字となった。近世にはこの3村の中にそれぞれ小地域があって、そこには畦頭が置かれ藩の末端行政が行われていた。嘉川村の場合、この、全部で16の地域を単位に行政区が置かれた。注目されるべきは、行政区は大字単位ではないことである。大字＝行政区が一般的な中、これは山口県の村落の特殊性といえるが、藩制村のあり方に照応したものと理解される。そして、現在の農業集落につながる村落は、行政区となる16の地域の中にあつた。杉山正美氏の研究によると、その存在を示す地区名が史料的に確認され、表5にみるように全部で31にのぼる⁹¹⁾。

一方、上田布施、下田布施、波野、大波野の4大字からなる近代の田布施村では、嘉川村の16の行政区に当たる地域は姿が見えない。表6には前2者だけを示したが、この点は後2者も同じである⁹²⁾。この表にみるように例えば、大字上田布施の現在の農業集落の村落である竹尾や大国木等の中に複数の小地域が存在していることが注目されなければならない。ということは、嘉川村でも現在の農業集落の村落内にも小地域があつたことをうかがわせるが、ここでは触れるだけにとどめる。田布施村では行政区とされたのは嘉川村と異なり、この小地域であり、その多くは「小名」と呼ばれていた。その

表5 山口県嘉川村における行政区の再編と現在

(単位:人)

	小村 (組)	小村内の 地区名	改正前行政区		農事実行組合		農業集落	改正行政区	自治会
			名称	戸数	名称	戸数			
嘉川村	赤坂	赤坂	第1区	64	赤坂報徳	64	赤坂	赤坂	赤坂
	免地	免地	2	110	免地	43	免地	免地	免地
		千見折			千見折報徳	32	千見折	千見折	千見折
	稽古屋	稽古屋	3	47	稽古屋	46	稽古屋	稽古屋	稽古屋
		川添							
	宮の原 東畑	宮の原	4	24	宮の原	22	宮の原	宮の原	宮の原
		東畑	5	16	東畑	16	東本郷	本郷	東本郷
	河内	河内	6	97	西畑	25	西本郷		西本郷
		西畑							
		出葉							
	中野	中野	7	112	中野	71	上中野	上中野	上中野
							下中野	下中野	下中野
	福岡	福岡	8	69	福岡	43	福岡	福岡	福岡
中田畑		中田畑			23	中田畑	中田畑	中田畑	
市	市	9	97	市	88	市	市	市	
	中市					中市	中市		
	上嘉川					上嘉川	上嘉川		
江崎村	大原	大原	10	40	大原	35	大原	大原	
	岡・沖	岡	11	144	江崎岡	13	岡	岡原	岡
		原			江崎原	21			原
		向原			向原	33	向原	向原	向原
		高見			高見	30	高見	高見	高見
		相原			相原	31	相原	相原	相原
	高根	高根	12	92	高根	89	上高根	上高根	上高根
							下高根	下高根	下高根
	岡屋	岡屋	13	66	岡屋	56	岡屋	岡屋	岡屋
		上今津							東今津
		下今津							
	原条	原条	14	75	原条	72	原条東	原条東	原条東
		能楽					原条西	原条西	原条西
今井	溝畑	15	41	今井	38	今井	今井	今井	
	今井								
	玄珍								
深溝	深溝	16	126	深溝	65	深溝東	深溝	深溝東	
	寄江			寄江	22	寄江		寄江	
	唐橋			唐橋	26	唐橋	唐橋		
深溝組または 岡屋組	北の江	17		北の江	45	北の江東	北の江	北の江東	
						北の江西		北の江西	

資料：改正前行政区と小名、小名内の地区、自治会は『郷土史ふるさと嘉川』1994年、改正行政区とその戸数は山口県地方課「部落会町内会調査」(1939年11月、山口県文書館所蔵)、農事実行組合とその組合員数は『山口県の農事実行組合』(1938年12月)より作成。地区の対応関係については、杉山正美氏にご協力いただいた。

- 注：1) 戸数と組合員数から、岡屋農事実行組合は岡屋・上今津・下今津の3地区を含むものとした。また、西畑農事実行組合は西畑だけを区域とし、河内・出葉を含まない可能性があることを付言する。
- 2) 第4、5区の宮の原と東畑は1890年4月、地理的に離れ不便という理由で分離。それ以降17行政区に。1913年以降、「赤坂区」等の地区名での呼び方変わったとされる。東畑、西畑は「畑」が田舎じみているとの理由で東本郷、西本郷と呼称するようになったという(杉山正美氏)。

表6 山口県田布施町における行政区の再編と現在

(単位：人)

大字	改正前行政区		農事実行組合		農業集落	改正行政区	自治会
	名称	戸数	有無	加入戸数			
上田布施	岸田	15	○	15	中西	田岸	中西岸田団地 瀬戸
	田縫	25	○	19			
	竹尾郷	36	○	52	竹尾	竹尾	竹尾
	竹尾中	18					
	竹尾奥	18	○	17			
	西迫	14	○	14	中西	河西	中西
	河原田	26	○	24			
	下国木	20	○	14	大国木	国木	大国木
	上国木	20	○	19			
	大平	17	○	16			
	上真殿	12	○	10	真殿	大真	真殿
	下真殿	16	○	13			
	丸尾	16	○	16		丸畑	
畑	14	○	13				
下田布施	奉公田	16	○	10	天神	宮堤	天神
	宮堤南	13					
	宮堤北	31					
	新町西	19	○	19	新町	新町	新町
	新町東	20	○	20			
	本町	34	○	16	本町	本町	本町
	川尻	10	○	10			
	砂田	43	○	26	砂田	砂田	砂田
	鶴田	9	○	22	定井手	定井手	定井手
	用殿	17					
	深田	7					
	深田代理	11					
	北方	16	○	13	瀬戸	瀬戸	瀬戸
	下瀬戸	18	○	6			
	上瀬戸	17	○	6		竹部	
	西竹部	15	○	11			
	東竹部	11	○	8			
	名倉	18	○	7	長名石	名石	名倉中央南 石迫
	石迫	16	○	11			
	矢田部	20	○	19	矢蔵	矢蔵	矢蔵
	蔵本	19	○	15			
長田	35	○	18	長名石	長田	長田	
水上	12	○	11	矢蔵	松水 (4戸方賀へ)	矢蔵	
上松尾	11	○○	6	西田布施			
下松尾	15	○○	6				
方賀東	12	○	20				
方賀西	8						
納所	25	○	22	瀬戸	納所	瀬戸	

資料：改正前行政区、改正行政区とその戸数は山口県地方課「部落会町内会調査」（1939年11月、山口県文書館所蔵）、農事実行組合とその組合員数は『山口県の農事実行組合』（1938年12月）、自治会名は田布施町総務課「自治会名簿」により作成。

注：地区の対応関係については、田布施町総務課岡本憲一、企画財政課長合保典両氏にご協力いただいた。長合氏によると、農業集落と自治会は、川などによって地域が全面的に重ならないところもあるという。「名倉中央南」の自治会は現在は「名倉」と「中央南」に分かれる。

結果として、行政区の数はきわめて多く、表にみる通りたとえば上田布施で14、下田布施で28にも達した。

さて嘉川村では農事組合は、法人化して農事実行組合になったものが1935年現在49、そして法人化していない、つまり単に農事組合と呼ばれているものが20の合計69存在した⁹³⁾。それが、先の県の是正方針にしたがって38年8月には25の農事実行組合になった。この時点では農事組合は皆無である。県の方針では農事組合の区域は「自然部落」の区域にするということだったが、その通り25の農事実行組合は、現在の農業集落の区域に変えられたのである。

一方、田布施村では、農事実行組合（農事組合を含む。以下この意味で使用）はほとんどきわめて狭小な行政区単位に組織されていた。そのため、組合の規模が小さく、その結果、38年現在の状況を比較すると、嘉川村の農事実行組合と比べ総じて活動が不活発であるだけでなく⁹⁴⁾、法人化していない農事組合もまだ半数近く残っていた。県の方針にしたがえば隣接の農事組合と合併する必要があったが、少なくとも38年時点では村で組合の合併はまったく進んでいなかったのである。

両村における農事実行組合合併の進行の相違をもたらした要因は何か。それは、行政区の設置のされ方に帰着すると考えられる。田布施村では、行政区は農業集落の中の小地域を区域に設置され、農事実行組合はそうした行政区を単位に組織されていた（表6参照）。この事情、つまり行政区を基盤に成立した社会的結合が農事実行組合合併の阻止要因としてはたらいたのではないだろうか。それに対し嘉川村では、行政区は農業集落より広い範囲で設置され、農事実行組合はそれとは無関係に、はるかに小さな地域を単位に組織されていた。こうした条件のもとでは、田布施村のように行政区を基盤にした結びつきが組合合併の障害となることは想定しにくいのである。

両村とも全県的な改正の一環として、39年に行政区の改変を行い、現在の農業集落の単位に変えた。部落会を行政区に合致させる後の措置の伏線である。いずれも、この改正行政区は部落会を経て、現在の自治会につながるものであり、ここに部落会の現在性が認められる。

部落会の設立に先立って、嘉川村では農事実行組合を農業集落単位の組織に変えた。かくして、嘉川村では部落会と行政区と農事実行組合（40年農会法改正で変化）の三位一体が実現することになる。一方、田布施村では、行政区の改正時点では農事実行組合は農業集落単位にはなっていない。その後は不明であるが、組合の合併がなかったとすると、三位一体の部落会は実現しなかったことになる。だとすると、農業集落の中の

小地域単位に行政区を設けたことは単に農事実行組合の組織化には有利な条件になったかもしれないが、逆にその発展やこのように合併を図るうえでは足かせになったということがいえよう。

次に、前述の南郷村における部落会の設立について。

本村の部落会に関しては、『南郷町史』をみてもほとんど分からない。確実な点は、①部落会が現在の農業集落の単位に設立されたことであり、その際②農事実行組合は前述のように村内に30存在したことである。この2点についてやや詳しく述べる。

まず、①の今日的意味に関して、部落会と現在の自治会との関係が問題である。表7にみるように両者はほぼ対応するが、上二郷、中二郷において、農業集落の区域を分けて自治会が置かれていたり、農業集落である出来川には自治会が置かれていない。この理由は簡単であり、単に戸数の問題である。上二郷等では戸数が多すぎるため、自治会は農業集落の区域を分けて置かれている。逆に、出来川は戸数が少ないので谷地中自治会に入っている。また、和田田沼、大柳、木間塚、中二郷、下二郷の自治会において、行政事務の便宜のために自治会の区域を分けて行政区が設けられているが、これも戸数の問題であり、戸数が多い自治会は行政区を複数置いているのである。表中の「集落」とは単に地理的な捉え方であり、家屋の集中等を指すとされる。大字では現在運動会チームの編成単位になったり総寄合を持つが、それは大字＝農業集落の地区だけであり、それ以外の3大字はそれ自体の活動はなく、施設などもなく形骸化したとされる⁹⁵⁾。このように部落会と現在の自治会との連続性は明らかである。

農事実行組合が1940年の農会法改正を機に30になったことについては、やはり戸数の問題が関係している。本村ではきわめて大規模な農業集落が多く、全農家を組織するとなると、組合の適正規模を逸脱し活動の妨げになる。そこで組合を分けた。本村の農家戸数からすると、組合員数は平均30人余りということになる。これは戦前の農事実行組合としては最適の規模であったといえる⁹⁶⁾。本村では戦後農家組合と呼ぶようになるが、昭和30年代の水稲団地栽培が全町的に盛り上がった時期には一時その数は70近くにも達した。その後、組合員の適正人員を20～30人として組合の整理等を図り、現在の49組合になっている⁹⁷⁾。注目されるべきは、その区域である。この点、十分な調査はできていないが、表7にみるように少なからず近世に形成された六親講が単位になっている可能性が認められる。

以上、南郷村における今日につながる部落会設立の歴史的意義を2点について述べた。

表7 宮城県南郷村における地域組織の再編と現在

大字	自治会	行政区	農業集落	集落(地理的)	実行組合(農業者)	六親講との関係				
						主たる集落で判別	広範囲な講中名称	備考		
和多田沼	和多田沼	和多田沼1	和多田沼	和多田沼	和多田沼2	すべて解散?		和多田沼六親講		
		和多田沼2			和多田沼3			中和田第1六親講		
					和多田沼4			二ツ橋第1六親講		
					和多田沼5			樋ノ口親睦会		
					和多田沼6			中和多六親講		
田沼	和多田沼7	田沼六親講								
福ヶ袋	福ヶ袋	福ヶ袋	福ヶ袋	福ヶ袋	福ヶ袋1	構成が広範囲である		福寿講		
					福ヶ袋2			福ヶ袋六親講		
					福ヶ袋3			福装会		
					福ヶ袋4					
練牛	練牛	練牛	練牛	練牛	練牛1	構成が広範囲である		解散		
					練牛2			練牛下六親講		
					練牛3					
					練牛4					
	赤井	赤井	赤井	赤井	赤井	赤井親睦会				
						赤井第2親睦会				
						谷地中親睦会(谷地中第1六親講)				
						植尻親睦会(谷地中第2六親講)				
谷地中	谷地中	谷地中	谷地中	谷地中	出来川親睦会(一部涌谷町含む)(出来川魚友会)					
				植尻				植尻		
		出来川	出来川	出来川				鳥谷坂親睦会(一部石巻市含む)		
鳥谷坂	鳥谷坂	鳥谷坂	鳥谷坂	鳥谷坂	鳥谷坂					
大柳	大柳	大柳1	大柳	大柳	大柳1	大柳上1番講中	大柳第7六親講			
					大柳3			大柳第2六親講中		
					大柳4			大柳3講		
		大柳2			大柳5	大柳第4講中				
					大柳7					
		大柳3			大柳8	大柳第5番講中				
					大柳9			大柳第6講中		
大柳10										
木間塚	木間塚	木間塚1	木間塚	木間塚	木間塚1	構成が広範囲である		木間塚大契約		
		木間塚2			木間塚2			中親睦講		
					木間塚3			大正六親講		
					木間塚4			昭和A六親講		
					木間塚6			昭和六親講		
					上二郷1					
上二郷	上二郷1	上二郷1	上二郷	袋	上二郷1			袋六親講		
					上二郷2			花月講		
					上二郷4					
					上二郷5					
					上二郷6					
	上二郷2	上二郷2		高玉	上二郷3	高玉六親講中				
					上二郷7	高玉目黒講中				
	上二郷3	上二郷3		上野	上二郷8	交永六親講				
					上二郷9	盛岡契約講中				
	中二郷	中二郷1		中二郷1	中二郷	慶半	慶半			慶半新講中
							慶半上講中			
慶半下講中										
佐野		中二郷2	佐野	中二郷16		佐野六親講				
		中二郷3		中二郷17		佐野第2講中				
中二講中										
下二郷	下二郷1	下二郷1	下二郷	中屋敷	中屋敷	中屋敷六親講				
					鴻ノ巣			鴻ノ巣講中(鴻ノ巣契約講)		
	下二郷2	砂山		砂山中(六親講)	砂山講中					
				砂山下六親講	睦親講砂山上組					
下二郷3	大橋	大橋六親講								
小島	小島	小島	小島	小島	小島	小島睦親講				

注：作表にあたっては美里町南郷総合支所長大友義孝氏にご協力いただき、大字、農業集落と各地域組織の関連が分かるようにした。

お わ り に

部落会の設立をめぐる問題を総合的・多面的に検討した。その要点は3点にまとめられる。

その1。本稿では、近現代の村落共同体とはなにかをさぐろうとした。この問題をめぐっては、自治村落論のように近世の村=大字とする説と、それへの批判として出されている、現在統計的に生産・生活の基礎的単位地域と捉えられている農業集落とする説が対立している⁹⁸⁾。筆者の立場を述べると、この対立を止揚するためには、非藩制村タイプのむら、つまり大字≠農業集落の村落（ほとんどは大字の中に複数の農業集落が含まれる形）をいかに捉えるかが鍵である。藩制村タイプのむら、つまり大字=農業集落の村落をめぐる対立点になっていないから検討から除外してよい。両説に対し筆者は、村落を固定的ではなく、農民の主体形成とともに進む歴史的な形成体として生成的に捉える視点を重視する。筆者独自の視点から近現代の村落を歴史的に見直す試みが必要と考えた。こうした観点から、現在農業集落とされる村落の、共同体に向けた成熟をとともう、農村組織の地域基盤の大字から農業集落への移行を解明し、両説の対立を止揚しようとした。理論的にいうと、これが本稿の主要な狙いであった。

その2。村落の重層性と多様性という視点も本稿では重視した。一般に部落会が農業集落単位に設立され、しかも区域では現在の自治会につながることを解明し、この点を部落会設立の歴史的意義として主張した。部落会と行政区と農事実行組合の三位一体が国の方針であったが、その方針通りになったのと、方針とは違う結果になったのがある。後者には部落会が農事実行組合と区域が異なる場合が問題の1つとして存在する。そのほとんどは農業集落の規模が原因であり、その規模が農事実行組合の適正規模からすると大きすぎるために、農業集落をいくつかに分けて組合を設立しなければならなかったものである。その単位となったのは、南郷村のようにすべてでないとしても近世に形成された六親講の区域である可能性がある。田布施村では農事実行組合は現在の農業集落の中の小地域を単位に存在した。いずれも近現代になってできた区域や地域ではない。この、村落の歴史的起源という点でいうと、非藩制村タイプのむらである農業集落も同様であり、相対的に幼弱な小村であったにせよ近世にほぼ形づくられていたことを嘉川村の例は示していた。これらは部落会設立の歴史的意義に関わる、諸村落の重層性の問題である。村落の重層性と多様性に関してもう一点いっておくと、部落会を農事実行組合の区域と異なって設立する場合は通常、部落会は農業集落単位に置き、農事実行組合

単位にはその下部機関として組合常会を置いて運営活動した。大字＝農業集落の部落会の方が大字≠農業集落のそれよりも戦時下国家の基準では「優良」と評価されるものが多かった。これは2つの農業集落としての共同性の相違の反映である。こうした差異をばらみつづ部落会がほぼ全面的に農業集落を基盤に設立されたことは、現在農業集落とされる村落の、共同体としての成熟とともに、部落会の現在性を示している。

その3。部落会の主体的側面からも、その設立の歴史的意義を解明した。銃後の農村は部落会を通して地域社会に労力面で甚大な負担をかけるとともに、配給のように利害対立を醸成し村落の流動化、再編にもつながるような波紋は及ぼした。負担問題は極端な場合には担い手の枯渇、上意下達の部落会機構の蹉跌を生むと同時に、それを担いうる適的な能力を持つ主体の登場を促した。その能力とは積み重なる雑用的作業をいとわず、だが計画的な事務能力をもって村役を肅々とこなしていくという体のものである。明治期の村落の重立に期待された能力とは異なる。こうした役職を登場させるきっかけをつくったという点でも部落会は現在性があり、今日につながる。

注

- 42) 古川彰・伊藤康宏「村の日記(1) 1867～1888」(『中京大学社会学部紀要』第2巻第1号, 1988年1月)を最初に同誌に連載。(3)以降は『関西学院大学社会学部紀要』(98号, 2005年3月)に連載。本稿では主に『中京大学社会学部紀要』(第5巻第1, 2号, 第6巻第1号)に連載された同日記(6), (7), (8)を利用した。なお同日記を利用した知内の研究として鳥越皓之・嘉田由紀子編『水と人の環境史』(御茶の水書房, 1984年), 古川『村の生活環境史』(世界思想社, 2004年)等を参照。
- 43) 詳しくは, 同上, (7), 173頁以下を参照。なお以下, 同日記(6), (7), (8)によるが, 出典の注記は煩雑になるのでとくに必要ない限り省略する。
- 44) 上記の鳥越・嘉田グループの知内調査に協力した人物でもある。1907年生まれ, この当時はまだ30歳過ぎだったが, 後に農業のかたわら村の世話役を何度も務めた。「記録の整理などもしている郷土史研究家」だったとされる(嘉田由紀子『生活世界の環境学』農山漁村文化協会, 1995年, 258頁)。地域への奉仕的精神を十分に持ったと思われるこうした人物さえ辞任を申し出たところに問題の深刻さを読みとるべきであろう。
- 45) 以下では, 西田美昭・久保安夫編著『西山光一日記』(東京大学出版会, 1991年)を資料とする。とくに必要ない限り出典の注記は省略する。小新集落や西山の概要は同日記解題に拠る。
- 46) この点で, 小新集落の重立といえる大沢太郎一との対比は興味深い。大沢は当時小新集落の区長や小新農実行組合長を務めた。自作農や本家筋の農家が多い中組の「自作上位層」とされる農家で, 戦後は新潟市議となり, 小新耕地中の瀉の埋立, 団地開発等を指導した

（同上，1321頁参照）。自作上層の出自が規定する人間の文化資本の違いということだろうか。

- 47) 大沢が小新集落の区長でもあったことは，1943年8月18日の日記からも分かる（同上，707～708頁および709頁の注2を参照）。当日，大沢宅に各班長，農事係が集り水門普請等について協議した。大沢は中組の区長でもあったから，小新集落では上，中，下の3組の区長から集落全体の区長を選んでいくことになる。
- 48) 小新集落全体の「大寄合」のもと「組常会，班常会があった」とされる（同上，544頁）。そのほか班常会があったとされるが，それは組の中の例えば隣組のような組織か，小新集落が4班構成になったその班に当たるのかは分からない。後者であれば，班常会は，2班構成になった下組のみ開催されていたことになる。
- 49) 1941年11月20日の日記以降を参照（同上，633頁以下）。
- 50) 同上，1061頁。
- 51) 同上，634～35頁。
- 52) 配給が，その実行機関としての農事実行組合の組織化の契機になったり，配給をめぐる利害対立を醸成し農事実行組合の分裂の契機になったりする例は他にもみられる。前者については，長岡市史編集委員会・近代史部会編『深才村長日誌』（1989年）の1939年10月14日の日記，我孫子市史編さん室編『増田實日記Ⅲ』（1998年）の1940年3月13日の日記を参照。また後者については，田中仁吾「百姓日記」（暮らしの手帖編『戦争中の暮らしの記録』保存版，暮らしの手帖社，1995年，232頁以下）を参照。著名な農村社会学の調査（福武直『日本農村の社会的性格』東京大学出版会，1949年，119頁，同編『日本農村社会の構造分析』東京大学出版会，1954年，185頁以下）にも指摘されていることから，戦時期あるいは敗戦直後の農村では配給等に伴う農事実行組合（村落も）の分離はめずらしくなかったといえる。
- 53) 下組区長山崎六次郎が「好人物で，上，中区長の決定を黙って受けてくるので，下組では下組二分の主張」となったとの説明もなされている（『西山光一日記』649頁の編者注2を参照）。
- 54) 同上，688～89頁。
- 55) 3組区長の所有・耕地面積をみると，上組広沢広一（24・2，30・6反歩），大沢太郎一（28・6，27・8反歩），山崎六次郎（27・4，22.7反歩）である。また，下組で追加して区長になる高田義夫は（22・7，24・5反歩）である。前者は1931年現在所有面積，後者は1950年現在耕作規模である（いずれも『西山光一日記』巻末人名解説の表88）。
- 56) 谷山郷土誌編纂委員会・安田敬蔵『部落会日記』（1969年，鹿児島大学付属図書館所蔵），序（解説）。以下，同日記を利用するが，日記の日付等を本文カッコ内に明記し出典の注記はとくに必要ない限り省略する。
- 57) 『谷山市誌』1967年，401頁。
- 58) 八潮市立資料協議会編「八潮のふるさと新書2 八潮の地域史事典」（八潮市立資料館所蔵）の各村の項目を参照。

- 59) 『八潮の青年会資料』1995年, 82~83頁。
- 60) 同上, 84頁。
- 61) 『田中四一郎演述集』1983年, 38~39頁
- 62) 『八潮市史 史料編 近代Ⅱ』1982年, 639頁の「共存貸付規程」第1条を参照。
- 63) 同上, 611頁。
- 64) 『八潮市史 通史編Ⅱ』1989年, 527頁。詳しくは, 肥料共同購入組合が二丁目(設立年次1905年, 組合員数19人), 木曾根(1907年, 21人), 南川崎(1908年, 27人), 伊勢野・大瀬(1901年, 15人)の4組合と二丁目に肥料溜改築組合(1909年, 16人)が存在した(前掲『田中四一郎演述集』183頁)。まだ組合員がきわめて少なく一部に限られていたことが注目される。大字内の限られた上層農家の組合だったとみられる。
- 65) 1941年現在の戸数は, 二丁目108, 木曾根117, 南川崎110, 伊勢野54, 大瀬110, 古新田106, 圻29である(拙稿「戦時下部落会の設立過程(上)」『社会科学』第79号, 36頁)。
- 66) 1924年現在の埼玉県下各市町村の農事組合数を示した埼玉県農会『農事組合要覧』(1925年4月)には, 設立されたはずの本村のそれがなぜか挙げられていない。なお, 前掲『八潮市史 通史編Ⅱ』では農事組合数は1932現在6とされているが(564頁), 7の間違いではないかと思われる。
- 67) 厳密には青年会が大字圻には存在せず, 二丁目に2つ存在した。2丁目の青年会が農業集落単位であったかどうかは分からない(前掲『八潮の青年会資料』83~85頁)。その後の青年会の変化は, 『八潮の青年会資料』99頁以降を参照。
- 68) 潮止村「部落常会関係綴」1940年~46年4月, 八潮市立資料館所蔵。
- 69) 70) 71) 『南郷町史 上巻』1980年, 425~27頁。
- 72) 同上, 437頁。
- 73) 同上, 863頁。
- 74) 同上, 596頁。
- 75) 前掲『近代日本の地主と農民』102頁。
- 76) 前掲『南郷町史 上巻』598頁。
- 77) 同上, 599頁。
- 78) 前掲『近代日本の地主と農民』102頁。前掲『南郷町史 上巻』663頁等にも同様の理解が示されている。
- 79) 以上は, 同上, 810頁以下による。なお他に, 1892年に設立された貧民救済信用組合がある。同組合は大字二郷内の砂山地区に設立されたものであり, 同地区の地主・安住家が提唱し設立, 組合の運営も安住家を中心になったとされる。地域が単位となった点で, 筆者が言う地主の温情的小作人支配とは異なり(この点について詳しくは, 拙著『近現代日本の農村』吉川弘文館, 2003年, 参照), また個別の地主が経営面, 資金面で中心となったと思われる点で, ここで問題とする初期信用組合とは区別されるべきである。同組合について詳しくは, 『南郷町農業協同組合20年史』1968年, 13頁以下を参照。
- 80) 『南郷町農業協同組合20年史』27頁。

- 81) この点について詳しくは、齋藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社、1989年、第1章を参照。
- 82) たとえば木間塚では、「只野戸久治たちのグループが、3年間欠かすことなく日曜、休日の夜に、東光寺住職佐藤哲仙のもとに通い、『日本外史』を始めとする古典の素読を続けていた。これがやがて、木間塚の青年組織を作る主導層となっていった」とされる（前掲『南郷町史 上巻』987頁）。只野は南郷産業組合設立を主導した1人であり、同組合の職員を経て戦後、南郷町農協の専務理事を務めた。只野について詳しくは、前掲『南郷町農業協同組合20年史』に掲載された手記を参照（39頁以下）。
- 83) 『南郷町史 下巻』1985年、246頁。
- 84) 前掲『南郷町農業協同組合20年史』62頁。
- 85) 同上、39～40頁。
- 86) 前掲『南郷町史 下巻』222～23頁参照。
- 87) これら点に関しては、前掲『南郷町農業協同組合20年史』掲載の同時代人の証言にリアルに語られている。只野・黒沼のほか小畑研一、駒口文志、大橋猛雄の各証言を参照。
- 88) 分村問題の発生と収拾は、私見によれば南郷村の確立（『南郷町史』では「村の統一」とされる）をもたらす重要な契機となったといえる。全村的な産業組合の設立も分村問題後の村の課題として謳われることになった。詳しくは、前掲『南郷町史 下巻』3～37頁参照。
- 89) 前掲『南郷町農業協同組合20年史』46頁。組合員数は1933年541、34年593、35年805、36年836、37年863、38年976、39年1005、40年1,005人と推移した。法人化し産業組合に加入したのは、34年から39年にかけては1農事実行組合しか存在しなかった。
- 90) 詳しくは、山澄元『近世村落の歴史地理』（柳原書房、1982年、第6章）、石原潤「防長における村と小地域集団」（西村睦男編『藩領の歴史地理』大明堂、1968年）、また県下の明治前期・町村制施行時の各町村の概況については『山口県町村合併史』1958年、を参照。
- 91) 以上について詳しくは、『郷土史 ふるさと嘉川』1994年、第2章を参照。また、同書の執筆者である杉山氏には懇切丁寧に近世と近現代の嘉川村についてご教示いただいた。この場を借りてお礼を申し上げる。
- 92) 田布施村域の近世の4村は長州藩上関宰判に属していた。大小区制下では上田布施村と下田布施村は第5大区第10小区、波野村と大波野は第5大区第11小区、郡町村制下では前2者は田布施組、後2者は両波野組として連合し戸長役場を置いた。詳しくは『田布施町史』1990年、427頁以下を参照。
- 93) 嘉川村『嘉川村経済更生計画書』1935年、94頁。
- 94) 付表をみると、両村の間に、農事実行組合の規模の相違に対応した、活動状況や施設の保有状況の画然たる相違があることが確認される。それが主に組合の規模に規定されていたことは、概して、嘉川村でも組合員40人未満の組合は、それ以上の組合に比べ活動が不活発であったこと、田布施村でも組合員30人以上の組合は、それ未満の組合に比べ活動や施設条件がよく、嘉川村で活発な組合が多い組合員40～69人の組合と比べても見劣りしない

組合が多かったことから分かる。なお、一般に農家小組合の適正規模は組員20~40人のレンジとよく、この点からすると嘉川村の農事実行組合は活動状況の一般的傾向とややズレがあったといえる。

付表 農事実行組合の活動状況の比較（嘉川村と田布施村）

① 嘉川村

組員数	農事実行組合数	共同経営	動力具共同施設	共同作業	共同作業場兼集会場	月例会回数				
						1~4	5~7	8~9	10~	計
10~19	2	1		1				1	1	2
20~39	12	2	1	7	3(2)	2	2	1	7	12
40~49	4	2	1	4	2(1)	1			3	4
50~69	3	2	1	3	2				3	3
70~	4		1	1	4(2)	2			2	4
計	25	7	4	16	11(5)	5	2	2	16	25

② 田布施村

~9	2					1	1			2
10~19	32	3	2	6	7	3	16	9	4	32
20~29	15	2	2	3	3		3	7	5	15
30~39	5	4	1	5	3			1	4	5
計	74	9	5	14	13	4	20	17	13	74

資料：山口県経済部『山口県の農事実行組合』（1938年）より作成。

注：1）「共同経営」は、田畑と山林原野両方またはいずれか1つの共同経営。

2）（ ）内は「計画」中のもの。

- 95) 以上は、宮城県美里町南郷総合支所長大友義孝氏からの聞き取りによる。表7を作成していただいたことも合わせて、この場を借りてお礼を申し上げる。
- 96) 注94)の農家小組合の適正規模を含め詳しくは、拙稿「農家小組合の政策と展開」『社会科学』第76号、2006年3月、を参照。
- 97) 詳しくは、『南郷町史 下巻』837~54頁参照。
- 98) 詳しくは、拙稿「日本の村落についてのノート」『村落社会研究ジャーナル』30号、2009年4月刊行予定、を参照。